

第12回委員会年次会合報告書

2005年10月15日 日本、成田

第 12 回委員会年次会合報告書 2005 年 10 月 15 日 日本、成田

議題項目1. 開会

1.1 開会の辞

1. 議長(末永芳美、日本)は、参加者を歓迎し、会合を開会した。

1.2 議題の採択

- 2. 議題は採択され、別添1に記載。
- 3. 参加者リストは、別添2に記載。

議題項目 2. 拡大委員会による決議事項の承認

4. 委員会は、第12回委員会に付属する拡大委員会の決議事項を承認した。 右は**別添3**に記載。

議題項目 3. CCSBT13 の議長及び副議長並びに開催場所の選定

- 5. CCSBT13 は日本が主催し議長を務める。日本は 2006 年 CCSBT13 前に議 長を登録するとした。
- 6. オーストラリアが副議長を務める。
- 7. CCSBT 13 は 2006 年 10 月 10-13 日日本、宮崎市で開催予定。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項は無かった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

9. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 委員会会合は 2005年10月15日午後2時30分に閉会。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第12回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書

議題

第 12 回委員会年次会合 2005 年 10 月 15 日 日本、成田

議題

- 1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
- 2. 拡大委員会による決定事項の承認
- 3. CCSBT13の議長及び副議長並びに開催地の選定
- 4. その他の事項
- 5. 会議報告書の採択
- 6. 閉会

参加者リスト 第 12 回委員会年次会合 2005 年 10 月 15 日 日本、成田

議長

末永 芳美

水產庁資源管理部審議官

オーストラリア

グレン・ハリー スティーブン・ロウクリフ フィリップ・キンプトン 農漁業林業省漁業林業局長代理 農漁業林省国際漁業政策担当官 外務貿易省海洋環境法及び南極政策課専門官

日本

坂本 孝明 渡辺 英人 水産庁資源管理部国際課課長補佐 外務省経済局漁業室

ニュージーランド

エマ・ウォーターハウス

漁業省上席国際顧問

大韓民国

キ・ヒョック・バーン オー・サン・クゥオン

海洋漁業省国際協力局長 海洋漁業省国際協力局課長補佐

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド 成澤 行人 事務局長 事務局次長

通訳

馬場 佐英美



別添3

第12回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2005年10月11-14日 台湾、台北

第 12 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書 2005 年 10 月 11 - 14 日 台湾、台北

議題項目1. 開会

- 1.1 第12 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
- 1. ジェームス・シャー氏が CCSBT12 の拡大委員会の議長として確認された。
- 2. 議長は第4回拡大委員会の参加者を歓迎するとともに開会を宣言した。 各参加者の紹介が行われた。参加者リストは**別紙1**に記載。

1.2 議題の採択

- 3. 修正された議題が採択された。別紙2の通り。
- 4. 会合に提出された文書リストは**別紙 3**。
 - 1.3 オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

- 5. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは**別紙 4**。
 - 1.3.2 協力的非加盟国
- 6. フィリピンのオープニング・ステートメントは**別紙5**に記載。
 - 1.3.3 他の国及び団体
- 7. インドネシアのオープニング・ステートメントは**別紙**6に記載。

議題項目 2. 事務局からの報告

- 8. メンバーは、事務局からの報告(CCSBT-EC/0510/04)の中で、特に追加として出された、本部協定のもとオーストラリアにおける委員会事務局に与えられている特権が侵害されたという申し立てについて留意した。拡大委員会は、事務局長が、この申し立てられた侵害に関し、オーストラリア政府に対し書簡を出す意向であることを留意した。
- 9. 台湾は、業務量が事務局にとって問題になっていること及び拡大委員会がこの問題に対応する必要があることに留意した。また、台湾は、事務

局が国際的な水産の会議に参加するべきであり、特に 2006 年の国連公海 漁業協定のレビュー会議に参加することを支持した。

- 10. メンバーは、アメリカ合衆国が CCSBT の貿易統計スキームに協力していることを歓迎した。
- 11. IUU 決議が発効(2005 年 7 月 1 日)してからの非加盟国による漁獲に関連する TIS 資料を事務局が受領したか否かに関するニュージーランドの質問に対し、事務局長は、そのような資料の受領は期待できないが、もしあれば 2005 年 12 月までに受領するであろうとした。

議題項目 3. 財政運営委員会からの報告

- 12. 事務局長は、2005 年修正予算案に関するペーパーCCSBT-EC/05010/05 及び 2006 年予算案のペーパーCCSBT-EC/05010/06 について簡単な説明を行った。これらペーパーに関する詳細な検討に関しては財政運営委員会(財運委)に託された。
- 13. オーストラリアの質問に対し、事務局長は、定期預金及び現金管理口座により事務局が得た利子はそれぞれ 5.45%及び 4.75% であったと説明した。
- 14. 2005 年修正予算案及び 2006 年予算案を検討するため財運委が招集された。 ニュージーランドから議長が指名され、オーストラリアはラポルツアー を務めた。
- 15. 財運委は修正予算案の数字はほぼ確定しており、2006年に繰り越すことが出来る余剰金が112,500ドルあることを確認した。拡大委員会は、**別紙**7に示す2005年修正予算案を承認した。
- 16. 財運委は 2006 年一般予算を検討すると共に以下の事項に留意した:
 - この予算には事務局に追加的に業務を負担させる、あるいは責務を求めるためのものは含まれていない;
 - 2005年と 2006年の間において特定の予算では大きな変化があった;
 - 支出は減少しており、積立金からの歳入は実施しなかった;
 - 拡大委員会のいくつかの決定により経費が増加する結果となったが、 これらは修正予算と一緒に扱われた;
 - 拡大委員会のさらなる決定により経費の増加が発生すれば、2006年予算案の修正あるいは事務局によって実施されている積み立てからの追加的な歳入が必要となるであろう;
 - 提案されている一般予算はメンバーの分担金を 5.8% 増加させることと なる;
 - この分担金の増加率は、委員が合意した増加率 10%以内である;また、
 - メンバーによる早期の分担金の支払いは、事務局におけるやりくりを 相当容易なものとする。

- 17. 拡大委員会は提案された一般予算案を受け入れた(本件はメンバーの分担金を5.8%増加する結果となることに留意)。拡大委員会は、財運委がメンバーによる2006年の分担金の支払いが出来るだけ早期に実施されることを推薦していることに留意した。
- 18. 財運委は 2006 年用に提案された特別予算(CCSBT SRP 標識放流計画)を検 討し、以下の事項について留意した:
 - 5.6%の支出の増加及びこの支出増加を相殺するための代替の資金調達;
 - 2006年の計画に沿う予算案ではメンバーの分担金は21%増加する;
 - 標識放流の規模自体を縮小すると言う選択肢は支持されなかった;
 - 事務局による70,000ドルの捻出(積立金からで無いことに留意);
 - オーストラリアは自国標識放流による 3,661 ドルを経費削減に当てる ことに合意。
- 19. 拡大委員会は一般予算から 70,000 ドルを特別予算に移すことに合意した。 これによりメンバーの分担金の増加率は 6.3%に減少した(**別紙 7** 参照)。 拡大委員会は修正された 2006 年特別予算を受け入れた。

議題項目 4. 非加盟国との関係

- 20. 事務局長は、CCSBT11以降、非加盟国との連絡状況をまとめたペーパー CCSBT-EC/0510/07を説明した。これに含まれる国はインドネシア、南ア フリカ(以下、南ア)、中国、スペイン、フィジー及びアメリカ合衆国である。
- 21. 拡大委員会は、スペインがミナミマグロの漁獲を報告しており、当該漁獲が、スペイン船団により過去に漁獲されていなかった漁場における新漁場開発によるものであるとの報告に対し、特に懸念を持った。メンバーは、また、中国が拡大委員会からの書簡に返答していないことに留意した。
- 22. 事務局長が以下の事項について行うことが合意された:
 - SBT の漁獲についてスペイン及び欧州連合に対し書簡を出し、新しい 漁業を開発する意図について問う。また、SBT を漁獲した開発漁業に おけるログデータ情報又は研究報告を、当該書簡において求めるべき である。さらに、東部インド洋及び SBT が存在するオーストラリアと ニュージーランドの間の水域でスペインが行っているめかじき漁業に 関す情報提供も要求する。
 - 中国に対して、再度書簡を発出し、SBT漁業への意図、漁獲され国内 消費される SBT に関する漁獲情報を求める。
 - SBT が存在する海域で漁業が行われているであろうフィジー沖合における漁業活動情報を、フィジーに求める。

- 23. 事務局長は、なぜインドネシアが協力的非加盟国になるための申請を行わないと決定したのか、本件についてのインドネシア側の説明について概説した。メンバーは、2005年にインドネシアの SBT 漁獲が増加していること及びこの漁獲努力が産卵資源に向けられている観点から、この状況に対し特に懸念を有している旨表明した。
- 24. インドネシアは、拡大委員会に対し、インドネシアが CCSBT の漁獲監視システムに対応するためデータ提供の改善をしており、また、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)、オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)及び海外漁業協力財団(OFCF)とともに漁業統計データ収集にも協力しており、このことはインドネシアが CCSBT に全面的に協力する意図を有していることの表れであるとした。さらにインドネシア代表は、拡大委員会に対し、インドネシアは自国 EEZ 内において漁業許可した漁船に VMSを搭載しており、これを通じ漁業管理を強化していること、また、ごく近い将来 IOTC の正式な加盟国になることを報告した。協力的非加盟国への申請が遅れているのは、国際機関への加盟に関する国内における検討結果によるものであることが説明された。インドネシア代表は、国際的な漁業管理に責任を持つ政府部署が引き続き協力的非加盟国になることにつき勧告しており、それが前向きな影響を与えることを希望するとした。メンバーは、外交的な手段によって、漁業管理の政府部署を支援することに関し議論した。
- 25. インドネシアは、突然漁獲の増えたジャワ島南部漁場における登録漁船による漁業活動に関する情報について質問された。インドネシアは、これに対し、IOTCによって提供された推定値の精度にいくつかの疑問を持っており、拡大委員会に後日報告するとした。また、インドネシアは、自国 VMS はアラフラ海を集中してカバーしており、包括的な海域をカバーしているものではないので、ジャワ島南部でどの漁船が操業しているかについては確かではないとした。
- 26. いくつかのメンバーから、多くのインドネシアの漁業活動が、台湾の所有権及び資本を維持したまま、台湾起源の漁船によって実施されていることに懸念が表明された。ニュージーランドは、このような活動を防ぐ行動をとることをメンバーに求めた条約 15 条第 2 項を引用し、本条はこのような状況を防ぐために作られたもので、また産卵場における漁業は著しく条約の目的を傷つけるものであるとの見解を表明した。台湾は、本件に関するいかなる解決も、インドネシアからの協力が必要であるとした。議長は、解決方法を見つけるために台湾がインドネシアと連絡を取ることを奨励した。

議題項目 5. SBT 漁業のレビュー

27. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国の SBT 漁業に関する報告は**別 紙 8**。

- 28. この議題における拡大委員会の決まりとして、メンバーは各メンバーの報告書を読んでいるので、議論としては報告書内容を確認するための質問に限ることとし、これに従いメンバーは以下を述べた:
 - 韓国はオーストラリアに対し東海岸はえ縄漁業において報告されている投棄率 61%について説明を求めると共に、漁業を閉鎖することが適当であるとした。オーストラリアは韓国に対し、本件はオーストラリア漁業において非常に小さな部分であることを説明した。また、小さいとはいえオーストラリアは本件を重大事項ととらえ、排他的水域における漁獲枠最低保持義務、投棄ゼロ及び排他的水域におけるはえ縄漁業への 100%オブザーバー乗船を求めることで問題を解決した。これらの措置により、2005年の東海岸はえ縄漁業における投棄率はゼロという結果となった。
 - オーストラリアは、台湾及び日本に対し、拡大委員会が設定したオブザーバーカバー率の達成に関する実施状況について質問した。両国は、共に10%の目標達成を目指したが、費用、遠洋漁業の性質から来るオブザーバーの派遣及び募集・訓練の困難などの問題があるため実施困難であるとした。日本は、オブザーバーのカバー率だけでなく、パフォーマンスも考慮に入れるべきであると指摘した。
 - オーストラリアは、台湾に対し、漁船がクオーターを保持していない場合あるいはクオーターを消化してしまった場合はどのように管理するするのかを質問した。これに対し台湾は、クオーターを消化してしまった場合は、この漁業から離れなければならず、クオーターなしにSBTを水揚げした場合には、漁船に対し罰則が適応されると回答した。
 - オーストラリアは、日本に対し、2004年における 69 トンの漁獲の持ち越しについての説明を求めた。日本は、2002年に過剰漁獲があったので、2003年において本件の修正を試みたが、出来なかったのでさらに 2004年において調整したとした。
- 29. オーストラリアは、多くのメンバーが CCSBT の基準で定めてある科学オブザーバーカバー率を達成しておらず、本件が SRP の結果を不完全なものにしていると指摘した。

議題項目 6. 拡大科学委員会からの報告

- 30. 科学委員会(SC)議長ペニー氏が、第6回資源評価グループ及び第10回科学委員会から提起された資源状況及び管理勧告について報告した。この発表は文書 CCSBT-EC/0510/27 となっている。第10回科学委員会及び拡大科学委員会の報告書は別紙9。
- 31. SC 議長は以下の点について指摘した:
 - SAG によってレビューされた指標において、少なくとも2年(2000年 及び2001年)低い加入があり、1999年も低い加入とする指標があるこ

とが確認された。2004年の加入は、幾分改善されたように見えるが、これを確認するためにはしばらくの時間が必要となる。

- SC 及び独立パネルは、現在のレベルよりさらに産卵資源が減少する危険性を最小限にすべきであると勧告した。
- もし漁獲削減を行わず、管理手続き(MP)を実施しなかった場合、モデルの計算では、低い加入により急速かつ急激な産卵資源の減少が見られた。現在の年間の漁獲量(14,930tと仮定)を維持した場合、50%の確率で2030年までに産卵資源は0(ゼロ)トンになり、産卵資源が現在あるいはそれ以上になる確率は20%しかないという結果となった。
- 仮に MP を実施しても、2006年あるいは 2007年に漁獲削減を実施しなかった場合、モデルの計算では、資源の減少はそれほど急激ではないが、50%の確率で、資源が再建する前に資源量が 25%減少し、また、資源量推定値の中央値が、過去の歴史的最低レベルの資源量よりも 6年連続して低くなる。また、10%の確率で、資源は現在の半分となる可能性がある。仮に低い加入が続く場合には、MPでは資源を再建することが出来ない。
- もし、勧告された MP及びチューニングレベルで 2006 年における 5,000 トンの漁獲削減を実施した場合、50%の確率でさらなる資源の減少を回避でき、そして長期的な MPの実施の下で高い可能性で資源を 再建することが出来る。
- 32. SC議長は、委員会からの質問に対し以下のように答えた。
- 33. オーストラリア:産卵資源のさらなる減少につながるいかなることも避けるべきであると言う SCの勧告の理由に関し:
 - 主な懸念は今後数年さらに低い加入が続く可能性である。さらに2年あるいはそれ以上低い加入が続いた場合、現在の低い資源よりさらに資源が急速に低くなると予想される。2000年及び2001年の低い加入の理由は分かっていないが、懸念は産卵資源のさらなる減少が低い加入につながるであろうということである。従って、独立パネル及びSCは、高い確率で産卵資源の減少を阻止する措置を実施することで危険を回避することを勧告した。
- 34. オーストラリア: オペレーティングモデル及び様々な管理活動の結果から考えられる予測における SC の確信の程度に関し:
 - 現在の OM は、過去において科学的に合意しなかったものである、多くの要素(資源の生産性(資源加入の急勾配)、自然死亡率、CPUE と豊度の関係、加入と漁獲の可能性の自動相関など)について広範囲な変数を取り込むよう設計されていることが強調された。結果として、これら変数の原因を説明するため、モデルの適合及び OM による予測に関し広範囲に及ぶ可能性が存在する。OM は、SC による最良の推測を反映しているものである。
 - SCは、レファレンスセットの OM が SBT 資源を予測する上でもっと も最良のモデルであり、管理活動の結果は、これら予測された見込み

- の範囲に入ると確信している。変化に富む要素をまとめたことにより、これら見込みの範囲は広いものとなっている(例えば、現在の管理のもとでの将来の資源の可能性は、ゼロから現在の資源量の2倍にわたる)。
- SC は、将来のある時期における資源の状況に関し示された可能性に関し確信を持っているが、これについては、将来の加入などの要因に関し、実際に何が起こるかに依存しているもので、真実は予測の範囲内にあることを認識しておく必要がある。CCSBT は、どの程度の危険を受け入れことが出来るか決める必要がある。
- 35. オーストラリア: 1999 年、2000 年及び 2001 年の低い加入において、SC にとってどのデータが最も重要であるのかに関し:
 - はえ縄漁業における小型魚(4才魚以下)の漁獲の減少が最初の加入減少を示すデータとなり、そのデータは加入のレベルを追跡/推定するため特に OM に使用された。しかし、最近の低い加入に関する尤度を決定するためにはえ縄における小型魚に関するデータだけが使用されたのではない。本件に関する合意は、はえ縄漁業における小型魚の情報、音響加入調査の結果、定線調査、商業目視調査及び標識データからの表層漁業の開発率の推定が、過去3年間一貫して一致していることから導かれた。これらすべてが、現在、最低でも2年の低い加入があったことを示している。
 - トランセクト調査計画のレビュー及びこのデータの再分析を通じ、航空目視調査の指標の妥当性に関する過去の疑念が強調された。
- 36. オーストラリア: なぜ 1980 年代後半に実施した最初の漁獲削減(全世界 TAC11,750 トン)は、資源の再建をもたらさなかったのかに関し:
 - SCは、なぜ資源の再建が起こらなかったのかということに関し、結論を出すことはできない。ただ、OMによる資源の生産性の評価が1989年に推定又は希望されていたものより低かったということを受け入れるのみである。1999年-2001年における低い加入量は、資源が低い生産性の期間に影響を受けやすいということを明確に示している。
 - しかし、OM は、提供された漁獲データによって条件付けされている ので、報告されていない漁獲がある場合は、本件を解決することは困 難である。SC において未報告の漁獲に関する影響を評価するための代 替の漁獲に関しては、未だ合意に達していない。
- 37. オーストラリア:過去(1989年のように)における様々な資源予測を再度 評価するための現在の OM の使用の可能性について:
 - 本件に関しては SAG/SC によってまだ実施されていないが、初めて TAC を設定した後に OM が何を予測するかを見るため必ず実施される であろう。しかし、OM は、低い加入が予測された 1989 年に基づく資源予測をいっさい含まず、また、この会合でいわれているよりも楽観 的な資源予測になるであろうことを認識するべきである。一方、独立 パネルは、このような過去の予測を評価することが出来る。

- 38. オーストラリアは、そのような評価の実施を要請するとともに、これら 分析にかかる費用の負担を申し出た。
- 39. オーストラリア:何パーセントの未報告まで、OMにおける予測は耐えることが出来るのかに関し:
 - 過去の SAG/SC の会合において、様々な未報告の程度に関する影響の評価について特別な分析を実施する必要性は認識されていたが、どの程度のものを使用するかについては合意が得られず、従ってそのような分析はまだ実施されていない。
 - 低い未報告率(1969年から1990年は5%、1991年以降は15%)についていくつかの耐久性試験が実施されており、この程度の未報告率であれば、OMに入れられているその他の変化に富む要素よりも影響が小さいことが示唆された。
 - しかし、SC10 において実施された分析のレビューでは、より高い未報告率(30%まで)では、より悲観的な資源状況及び加入量の評価となった。従って、低い未報告率では(5%)回復を妨げないが、30%のような高い率では資源状況に対する懸念となるであろう。
 - SC は、委員会に対し完璧で正確な全世界 SBT 漁獲量を SAG/SC に報告するよう依頼したことを繰り返した。
- 40. 台湾: CMP_1 よりも長期にわたり低い TAC となる CMP_2 を SC が推薦している理由に関して。当初実施する大きな漁獲削減及びなぜ 90% 見込みで現在の産卵資源レベルよりも低くならないようにするチューニングレベルとするか(もとの 1.1 あるいは 1.3 という資源量推定の中央値のチューニングレベルではなく)その推薦理由について:
 - SC はゼロトン、2500 トン及び 5000 トンで初期漁獲削減した場合の影響の予測を評価した(これらは現在の TAC において強制的に削減できる最大のもの、その半分及び削減なしというもの)。2500 トンの削減では 50%の確率で長期にわたる安定した現在と同様の資源レベルとなるが、一方で 70%の確率で 2014 年に現在の資源レベルより低くなる可能性がある。将来さらに低い加入となるかもしれないというこの懸念が、少なくとも 50%の確率で現在の産卵資源よりも低くなることを回避するよう SC が勧告することを促すこととなった。これは、漁獲削減5000 トン以上のみ達成できることである。しかし、5000 トン漁獲削減及びこれに続く MP 実施を行ったとしても 2022 年までの資源量推定の中央値の回復は 1980 年レベルの半分より少ないことに留意する必要がある。
 - MPによる将来のTACは、将来における資源の生産性に依存し、また中央値となることも予想されないので、示された可能性の範囲内どこにでもなるということを認識する必要がある。CMP_1に対し推薦されたCMP_2において考慮された重要なトレードオフは"早期の苦痛"対"遅い苦痛"であった。CMP_1は資源回復の下で急速に漁獲を増加することを期待されたもので、そのため大きな漁獲を長期にわたり実施するものとなった。従って資源回復のため、初期において大きな

TACの削減を実施することとなる。対照的に CMP_2 は初期において小さな TAC の削減を行い、資源回復のもと少ない漁獲増加とする。 CMP_2 はこの小さな TAC の変更という結果から推薦されることとなった。

- SCは、2014年までにさらに減少するという短期期間の危険認識を重視するため、当初の長期回復チューニングレベル(2022年までに1.1 あるいは1.3 の資源量)から離れることとした。その結果、推薦されているチューニングレベルは、中期の目的で90%の可能性のもと現在の産卵資源のレベルよりも資源が減らないようにするというものとなった。これは偶然にも2022年までに1.9で資源を回復させるチューニングレベルとなったが、しかしこれを目的とすることはなかった。代替のチューニングレベルとして、80%の可能性のもと現在の産卵資源のレベルよりも資源が減らないようにするというものの調査も行った。これは2022年までに約1.5で資源回復するという結果となった。委員会は、さらなる親魚資源の減少に関しどのような中期的な危険があるのかにより、このような代替のチューニングレベルを検討したいと考えるかもしれない。
- 委員会は、2014年までにさらに産卵資源が減少しないような MP のチューニングレベルを採用し、さらにその後、例えば 2022年までに 1.3 の資源量に回復するように MP を再度調整し、短期・長期の目的を交互に持つことが出来る。6年後あたりに、MP をレビューし、そしておそらく改訂することが確実に期待されている。しかし、1.9 の回復によって非常に低いレベルのものが資源量推定の中央値で 2 倍になるという結果となるが、それでもその値は 1980年代のレベルの半分以下にしかならない(50%の確率)ということを認識しておく必要がある。
- 41. 台湾: OM により最近の 14,930 トンより少ない漁獲を使用した場合、より楽観的な評価結果になるかどうかに関し:
 - 最近の漁獲は1,400トンほど14,930トンより少なかった。現在の予測では、実質的な漁獲削減(5000トン以上)によりさらなる資源の減少が回避できるとなっており、従って、2001年に1400トンの削減があっても OM 上ではわずかな効果しか期待できない。しかしこれだけが我々の持っている新しい情報ではない。OM は現在1999年の加入は平均的なものと推定しているが、一方、最近の指標では1990年代前半の平均的な加入よりも低いということが示唆されている。これらの新しい情報を総合すると、OMによる評価はより悲観的になるであろう。
- 42. 日本:管理勧告(TACの変更)の表現の中で魚の重量でなく尾数を使うことの可能性及び考えられる利益に関し:
 - (委員会によって規定された)OMによって実施された現在の予測は、漁業間における割当及びそれら漁業の選択性を含んだもので、今後も同じように継続するというものである。この予測の下では、重量でなく尾数に関し評価及び管理予測を実施しても、違いは期待できない。現在、漁獲尾数は、報告された漁獲重量を用いて決定している。これは

体長頻度及び年級群分解を使っているが、特に正確なものとはなっていない。

- 一方、尾数により評価を実施することも可能で、特定の年級群の漁獲 死亡の増加あるいは減少に関しては、委員会から、漁業間における代 替の割当の評価、及びこれら漁業選択性の評価に関する特別の要求が あった場合のみ実施出来るであろう。このような二つの変更があった 場合は、OMも再度規定する必要があるだろう。
- 43. 日本:加入量のレベルに関して。様々な産卵資源からの加入の可能性が 期待でき、かつ小型魚の漁獲削減を実施することでそれらがより産卵資 源に加入することができる:
 - 資源と加入の関係における勾配の問題は、資源の生産性の OM 評価という変化に富む要因の中に残ったものとなり、結果として幅広い選択肢を示すものとなる。SC は、加入コホートの強さは安定しているとは思っておらず、低い産卵資源が高い加入を生み出すとは考えていない。過去10-15年において、我々は良い加入(1990-95年)及び資源の再建を観察し、2-3年の悪い加入群(1999-2001年)も確認したことは明らかと思われる。SC は、近年の低い加入はおそらく現在の低い産卵資源のレベルと関係しているのではないかと懸念している。
 - SAG/SCは、異なる年級群における漁獲死亡の代替に関し調査したことはなく、OMは漁業間における割当は現在のままとして予測している。従って、SAG/SCは若魚あるいは成魚における漁獲死亡率の減少に関し特定した評価は行っていない。SCは、表層漁業及びはえ縄漁業双方(産卵場における漁業以外)が主として産卵魚になる前の魚を漁獲しており、すべてのSBT漁業において高い漁獲死亡があることを認識している。若魚の自然死亡率の推定に関してもかなり高い不確実性が存在する。
- 44. 小型魚の問題に対しオーストラリアは、表層漁業には漁獲する権利が存在し、この漁業を続けていくとした。
- 45. ニュージーランド: 1980年及び1989年のレベル、あるいは現在の低い産 卵資源のレベルの危険と比較して、SCによって推薦される管理手続きは、 どのレベルに資源が再建されることが期待されているのかに関し:
 - OM は、1980 年の 257,902 トン及び 1989 年の 128,652 トンと比較して、現在の産卵資源量の中央値は最低でも 51,139 トンと評価した。推薦される MP のもと 1.91 での 2022 年までの回復は、2022 年までに産卵資源量の中央値が 105,770 トン及び 2030 年までに 143,450 トンとなる。中長期的な回復では 1980 年のわずか 55% となっている。
 - 現在の産卵資源量は 1980 年の 10-30%、処女資源の 5-12%程度だと考えられている。これらのレベルは、通常安全な漁業のレファレンスポイントをはるかに下回る状態となっている。だから、独立パネル、SAG及び SC は産卵資源がこれ以上減少するべきでないと勧告している。
 - 半々より高い確率で将来産卵資源が現在より少なくはならないとしている予防的アプローチには基づかず、提案されている 2006 年の 5000

トンという漁獲削減とともに MP を実施するという SC の勧告及び SC 議長の意見にニュージーランドは留意した。

46. 韓国は、自国船団にとって、CPUEのレベルが 3.0 尾/1,000 鈎が最低の経済的な CPUE レベルであり、いくつかのインド洋の漁場では CPUEのレベルが 1.0 尾/1,000 鈎まで減少しているとした。同様の CPUEのレベル減少は太平洋においても起こっているので、韓国は SAG/SC の資源状況の評価に賛成しており、CPUEを改善するために推薦されている管理勧告を支持するとした。韓国はまた、市場データにおいて示されている未報告漁獲に関し懸念を持っており、資源の回復を助けるためにも本件に真剣に取り組む必要があるとした。

議題項目 7. 総漁獲可能量及びその配分

- 47. すべてのメンバーが、SCの資源状態及び管理勧告に関するアドバイス (SC10報告書パラグラフ 65 及び 68)に懸念を有しており、特にそれら は:
 - すべての証拠を検討すると、特に近年の低い加入のために、産卵資源 及び漁獲可能な資源はさらに減少するか可能性が高いようである;
 - 委員会は、年間推定漁獲量(14,930 トン)から漁獲削減を 2006 年(5,000 トン)あるいは 2007 年(7,160 トン)に実施することと合わせ CMP_2 を管理手続きとして受け入れた。; そして
 - CMP_2 は、90%の確率で 2022 年の資源量が 2004 年レベルあるいはそれ以上になるように調整される。これは実際において、10%の確率で 2022 年の資源が 2004 年のレベルより低くなるかもしれないことを意味している。これにより 2022 年の推定資源量の中央値が、第 4 回 MP ワークショップ 4 において推定したものよりも高くなるが、1980 年及び 1989 年の資源レベルよりも低くなる。
- 48. 低い資源状態であることは認識され、メンバーは2006年及び2007年のどちらかに全世界漁獲量を削減しなければならない必要性を認識した。
- 49. メンバーは、拡大科学委員会からの漁獲削減に関する勧告を検討した。 仮にその実施を 2006 年とした場合は、全世界漁獲量 14,930 トンから 5,000 トン削減することになり、2007 年に実施した場合は 7,160 トンとなる。
- 50. 拡大委員会は、科学委員会によって承認された、SAGからの勧告:「全世界漁獲量が推定より高かった、あるいは漁獲の特徴(例えば、年齢、体長組成、漁業種類間の分布)がオペレーティングモデルで想定されているものと大幅に異なっていたことが判明した場合には、同様の資源の安定を確保するための総漁獲削減量は再度計算する必要がある。ほとんどのケースにおいて、総漁獲量に対してほぼ同じ割合で漁獲量削減をする必要が生じると予想される。現在そのような計算結果がないことを踏まえ、SAGは、総漁獲量に対して同等の割合での漁獲削減を勧告する」に留意した。

- 51. 拡大委員会は、仮に未報告の漁獲量が現在の全世界漁獲量よりも15%多かった場合は、これらの状況は実質的に異なったものとなり再計算の必要が出てくるであろうという科学委員会議長からの忠告に留意した。
- 52. オーストラリアは、パラグラフ 47 において SC が勧告している MP のチューニングレベル及び 2007 年における漁獲削減を受け入れ、そして他のメンバーもこれと同様にするべきとした。
- 53. オーストラリアは、いかなる SBT の未報告についても調査することを約束した。調査の結果は、2006年6月までに入手できるようにする必要があり、これによりその結果を 2007年の漁獲削減決定において考慮することが出来る。
- 54. オーストラリアは、この会合においてメンバーが 2006 年の TAC について合意できなかったことに強い失望を感じていることを表明した。
- 55. ニュージーランドは、SCからの勧告は拡大委員会に対し出来るだけ早く本件に対応することを義務づけているもので、それは2006年において5,000トンの漁獲削減(推定全世界漁獲量14,930トンから)及び推薦されたチューニングレベルとMPを実施するというものであるとした。二つの要素は、資源の減少を食い止めそして再建するために必要なものである。この会合においてSCの勧告に従ったTAC削減のレベル及びタイミングの決定が出来ないことは、拡大委員会の完全さにつき妥協するものであり、悪い影響を残すことになるであろう。しかし、ニュージーランドは、もしすべてのメンバーが2007年に7,160トンの漁獲削減を実施するのであればこれを受け入れることに同意した。
- 56. ニュージーランドは、CCSBT11 報告書パラグラフ 42-46 及び CCSBT10 報告書パラグラフ 52-54 を引用し、拡大委員会は国別割当の改訂についてこれらの決定がなされる CCSBT13 に従い解決することを確認した。
- 57. 台湾は、2007年に初期漁獲削減を行うこと及び2006年6月までSBT漁獲の未報告に関する調査結果を出し、これを2007年の漁獲削減に反映させるというオーストラリアに賛成した。
- 58. 韓国は、2006年に漁獲削減することを好むとし、また、2007年の削減であっても2006年に提案された5,000トンにするべきであるとした。しかし、韓国は柔軟であり、オーストラリア、台湾及びニュージーランドなどの2007年に全世界漁獲量から7,160トンを削減するというものが拡大委員会の一般的な意見であるのならば、これに合意することは可能であるとした。
- 59. 日本は、2007年にTACを削減するという各メンバーの約束を重く受け止め、日本としては、2007年に実質的なTACを削減するということを国内において慎重に検討しなければならないとした。
- 60. ニュージーランドは、科学委員会の 2006 年に 5,000 トンの漁獲削減を求めるという勧告を支持する立場であったことを繰り返すが、SC の勧告と一貫している 2007 年に 7,160 トンの削減についても合意する準備が出来たとした。ニュージーランドは、2007 年の削減に関し明確な決定がない

- のであれば、単に 2005 年の TAC をそのまま 2006 年のものにすることに は合意できないとした。
- 61. ニュージーランドは、本件への取り組みを CCSBT13 まで待つようにした場合、委員会の立場が本日と同じ立場となる可能性あり、このような事態は受け入れることができないので、来年の早い時期に拡大委員会の特別会合を開催することを要求した。この提案をする際に、ニュージーランドは、SCの勧告と一貫する 2006 年あるいは 2007 年における TACの削減に関する合意がなかったことは、一つのメンバーが 2007 年の TAC削減へのコミットに関し国内調整を完了させる必要があるためであったことを指摘した。ニュージーランドは、来年早期に開催される特別会合までにこの国内調整が完了し、CCSBT13 において 2007 年の TAC削減に合意出来ることが望ましいとした。
- 62. ニュージーランドは、2006年あるいは2007年にTACを削減することに関し合意出来なかったことを非常に遺憾であるとし、SCからの勧告について合意できなかったことは、拡大委員会に良い影響を与えないであろうとした。メンバーは、CCSBT13において、拡大委員会が生物的及び経済的危機に瀕しているこの貧弱な資源の回復に包括的に取り組むことが出来るということを示すべきである。
- 63. ニュージーランドは、SCの勧告を考慮している TAC に関する決定から 拡大委員会は 逃れることは出来ないとし、また、拡大委員会が国際会議 を通じこの問題に取り組んだ場合は、前向きなメッセージを国際社会に 送ることになるとした。ニュージーランドは、拡大委員会が TAC に関連 しさらに行わなければならないことがたくさんあると付け加えた。これ らは、特別会合において検討されることになるかもしれないが、特に、 CCSBT 1 の相互理解(Mutual Understanding)を反映した国別配分に関する 拡大委員会の初期の決定の実施、MPの実施、漁獲監視とその報告及び遵守委員会についてである。
- 64. ニュージーランドは、このレポートのパラグラフ 129 から 133 にある独立レビューについては、この会議の TAC を削減しなければならないという報告内容と関連しないとした。レビューは TAC の決定について情報提供を行うかもしれないが、特別会合の主要な目的は CCSBT13 においてTAC 決定の合意形成するための努力を行うことである。ニュージーランドは、さらに、仮に独立レビューの結果が情報を大きく変えるものでなければ、SC はその管理勧告を変更せず、しかし、独立レビューが大きな変更あるいは代替の漁獲のシナリオの評価を求めた場合は、SAG はその作業を全面的に実施し、CCSBT13 に間に合うように結果を出すように求められるという科学委員会議長の意見に留意した。
- 65. ニュージーランドは、拡大委員会が SC の勧告と一致した合意に至ることが出来なかったことを踏まえ、この勧告と一致した 2007 年に TAC を削減するという確約なしに、ただ単に 2005 年の TAC をそのまま 2006 年のものにするということは受け入れられないとした。

- 66. SCの勧告に従った 2006 年あるいは 2007 年に TAC を削減すると言う合意がないので、拡大委員会は条約第8条3項b号に従いメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT11報告書パラグラフ36で規定したように、2006年の漁獲制限は2005年レベルを超えないようにすることで合意した。メンバーは、2007年におけるTACの削減に関する確約を強化した。拡大委員会は、この合意はTACの変更を実施するための12ヶ月間の猶予期間であることに合意した。
- 67. 拡大委員会は、SBT 産卵資源の再建及びさらに産卵資源が減少する危険性を少なくすることは委員会にとってきわめて重要であることを強調した。この趣旨及び科学委員会の勧告を採用した観点から、メンバーは総漁獲可能量及びその配分に関連し以下の行動を行う:
 - CMP_2の採用を含めた管理手続きを実施する;
 - MP の効果的な運用を確保するための正確なデータをタイムリーに提供することの確約;
 - 2006年7月の拡大委員会特別会合において、2007年のSBT漁獲削減 向けた努力を行う;
 - 2006年のフィリピンの漁獲制限は引き続き 50 トン;
 - 南アに対しては 45 トンの漁獲制限を提案: そして
 - インドネシアがその立場を変えそして協力的非加盟国になるかもしれないので、インドネシア用の 800 トンの漁獲制限を補助的に確保する。
- 68. SCの報告書は、管理手続き実施のための漁獲削減と関連している。今後 管理手続きによって決定される漁獲レベルの調整は議題項目8の下で議 論された。

議題項目 8. 管理手続き

- 69. メンバーは、SC によって推薦された管理手続きに合意した(SC10報告書の CMP_2 参照)。この管理手続き仕様の草案は、第10回科学委員会報告書別紙6となっている。拡大委員会は、この草案の網掛け部分の決定事項については、次回の拡大科学委員会において解決することに合意した。
- 70. 拡大委員会は、管理手続きのパフォーマンスは入力するデータの質次第であり、また必要なデータを収集する適切な制度の実施が必要であるという科学委員会の意見に留意した。委員会は、MPが正常にパフォーマンスするように、タイムリーに正確かつ承認されたデータが提供されるようすべてのメンバーの確約が必要であることを認識した。
- 71. 選択された管理手続きの実施は、SCによって推薦されている初期漁獲削減の決定と関連していることが認識された。従って、2007年に初期漁獲削減が実施された場合は、SAG6報告書に書かれているスケジュールEのように、管理手続きによって初めての漁獲削減が求められるのは2009年になることが合意された。

議題項目9. 協力的非加盟国

- 72. 事務局長は、協力的非加盟国に関連する文書 CCSBT-EC/0510/12 を発表し、その中で、南アより 2005 年 10 月 8 日に拡大委員会宛の書簡を受けとり、全部で 60 トンの漁獲割当を要求すると共に、2004 年の漁獲情報を提供したことを報告した。
- 73. 拡大委員会は、フィリピンが協力的非加盟国としての義務に従っていることを認識し、引き続きフィリピンが協力的非加盟国としての地位を保持することに合意した。フィリピンは、SBT漁業活動に関する報告を今後もより良いものにし続けること及び、拡大委員会によって合意された制限内で漁獲を行うことを約束した。
- 74. メンバーは、南アからの割当に関する要求について議論した。メンバーは、南アの過去及び現在の漁獲レベル、南アは SBT の回遊水域であること、拡大委員会への南アの参加の重要性、現在の南アに対する TAC の提案及び最近事務局から南アにその漁獲に関する問い合わせを行ったがほとんど返答がなかったことなどを議論した。現在の低い SBT 産卵資源及び SBT 漁業における漁獲削減の必要性も議論された。議論に続き、メンバーは、南アが拡大委員会の協力的非加盟国になることを条件に、45トンの漁獲枠を最終的に提示することに合意した。
- 75. メンバーは、現在ある拡大委員会の協力的非加盟国の地位を定めている 決議を委員会の協力的非加盟国の地位の確立のために拡大する必要があ るかないか検討した。メンバーは、新たに協力的非加盟国に関する委員 会の決議を作成する必要は無いことで合意した。

議題項目 10. インドネシアの漁業モニタリング

- 76. 事務局長が、インドネシアにおける漁獲モニタリングに関する文書 CCSBT-EC/0510/13 を発表した。
- 77. メンバーは、インドネシアにおける漁獲モニタリングの継続は非常に重要であるとした CCSBT11 における意見を繰り返した。
- 78. ベノアにおいてオーストラリアが資金提供して行っているモニタリング 及び日本が資金提供して行っているチラチャップ、ジャカルタにおける モニタリングは 2007 年 3 月まで継続される。これらモニタリングのレビ ューは 2006 年後半に行われることになっている。
- 79. インドネシアは、これらを踏まえ以下を発言した:
 - CCSBTのメンバーからのモニタリングの援助に対し感謝している;
 - まぐろ漁業に対するコミットメントは真剣であり、最近この漁業のためにまぐろ委員会を設立した;そして、
 - 漁獲物の転載が原因で、2005年の漁獲量推定にはいくつかの不確実性が含まれており、これは IOTC からの漁獲推定におそらく影響を与え

るものと思われる。これら漁獲推定を確定する前に、IOTCと更なる意見交換いくつかをする必要がある。

議題項目 11. 地域漁業管理機関のレビュー

- 80. 事務局長は、地域漁業管理機関(RFMO)の有効性をレビューする国際的な会合への CCSBT の関わり方に関し、拡大委員会として考えられる一連の選択肢を概説した資料 CCSBT-EC/0510/14 を発表した。
- 81. オーストラリアは、拡大委員会に対し、RFMOの有効性のレビュー提案の背景及びプロセスが正式化された COFI における議論を紹介した。オーストラリアは、公海漁業協定第10条に対する各 RFMO の機能を見るための公海タスクフォースが進行中であることを説明した。プロセスはパフォーマンスに関し点数を付けるものではなく、むしろ継続的な改善を奨励する方法論であることが強調された。CCSBT がこれらの活動に参加するべきである。
- 82. 台湾は、CCSBTの輪番制度により閉会期間中は事務局が CCSBT を代表 せざるを得ず、そのように事務局が CCSBT の代表として参加する重要な 会議が 2006 年には多数あることに留意した。
- 83. 日本は、拡大委員会に対し、2007年1月22-26日にRFMOの合同会議を日本がホストすることを通知した。近い将来、関係する団体に対し議題草案が送付される。
- 84. ニュージーランドは、RFMO の透明性及び有効性を改善する活動をずっと支持してきた旨表明し、運営上の観点を説明できる事務局の参加が必要であることに同意した。ニュージーランドは、事務局が CCSBT の代表となる際は、その様々なレビュー会合において事務局が貢献することは常にメンバーに通知され、そしてその貢献はメンバーの意見及び経験が統合された形である必要があるとした。
- 85. 韓国は、事務局の役割を支持すると共に、特にアジアのいくつかの国は 公海漁業協定に署名していないので、提案されているレビューは協定に 対し評価基準を提供することになるであろうとした。
- 86. 拡大委員会は、2006年及び2007年に開催されるRFMOレビュー活動に 事務局がすべて参加しかつCCSBTを代表すること、また、参加する場合 は、メンバー及び協力的非加盟国に情報提供することで合意した。

議題項目 12. 漁獲監視システム

議題項目12.1 及び12.2 は漁獲の文書化と貿易情報スキーム

87. オーストラリアは貿易情報スキーム(TIS)に代わり、SBT が貿易されるか 否かにかかわらずすべての SBT の漁獲を記録する漁獲証明スキーム (CDS)に移行することを提案した。これは透明性及びすべてのメンバーの 漁獲データの正確性を確保するものとなる。

- 88. ニュージーランドは、TIS を強化する形で、非加盟国の漁獲、輸出しない SBT 及び国内消費などの問題を解決する総合的な CDS を導入するという 提案を支持した。CDS の採用は、漁獲及び貿易を総合的にカバーすることになり、拡大委員会の信用性及び機能性を改善することになることを 留意した。ニュージーランドは、すべてのメンバーに対し、メンバーは 拡大委員会に対し正確なデータを提出するという自らの義務を果たすべきであるとした。
- 89. 他のメンバーは、漁獲監視システムの強化の必要性は理解するものの、 その実用性、複雑さ及び費用について懸念があるとした。また、CDS を 導入する前に、そのシステムのデモンストレーションが必要であること が表明された。
- 90. メンバーは、技術ワーキンググループが CCSBT の CDS の基礎となる原則について検討することに合意した。技術ワーキンググループは、 CCSBT の CDS の原則には以下の事項を含むべきである旨報告した:
 - 条約第5条と一致した形で、すべてのメンバー及び協力的非加盟国の 漁獲を正確かつタイムリーに提出する;
 - 国内市場における最初の販売時点(競りも含む)まで、又は輸出される まで、合法的な製品の流れのトレーサビリティーを提供すること;
 - 漁獲報告の枠組において、証明を提供すること;
 - 非協力的非加盟国の漁獲量を特定及び数量化する手法を提供すること;
 - 非協力的非加盟国の貿易を制限する方法を提供すること;
 - 他のまぐろ類 RFMO が実施しているシステムと互換性があること、全世界の漁獲を監視する枠組の可能性を考慮すること;
 - 費用対効果があること:
 - 知識を有しかつ受け入れる用意がある各分野の業界代表と、実行性に 関するテストを行うこと;
 - 情報の機密性を確保すること;
 - CDS がみなみまぐろのすべて漁獲死亡のすべての原因の少なくとも 95%を把握する能力があるという、パフォーマンスの基準を有すること;
 - 月別漁獲報告と互換性のある一部でなければならないこと
 - 漁獲した漁船までさかのぼることが出来るように、港での書類作成及 び、トランスファー/転船の書類作成を含むこと;そして
 - 等しい形ですべての漁業セクターに導入されなければならないこと。

12.3 国際オブザーバー計画

- 91. オーストラリアは、透明性の確保及びデータの正確性並びに漁業において本当に何が起こっているかを把握するため、国際オブザーバー計画 (IOP)が必要であることを提案した。オーストラリアは、同様のシステムが、南極海洋生物資源保存委員会(CCAMLR)、南太平洋共同体(SPC)、フォーラム漁業機関(FFA)において実施されており、IOTCでは転載船に対し IOP が実施されていることを報告した。韓国は、メンバーよって提供されるデータをより確信あるものにするため強く IOP の提案を支持した。
- 92. ニュージーランドも、IOPを支持したが、IOPの内容を確定する前にどの 範囲を対象とするか、確定する必要があるとした。
- 93. 台湾は、台湾の乗組員と指名された国際オブザーバーとの間におそらく 存在するだろう文化及び言語の障壁を考えた場合、現時点で拡大委員会 のもと IOP を実施することは困難であるとした。
- 94. 日本は、CCSBT においての IOP の必要性に関しては確信が持てないとし、 IOP の費用対効果及び他の強制措置について検討する必要があるとした。 日本は、運搬船に対するオブザーバー計画を検討していることを表明した。
- 95. 拡大委員会は、事務局が CCSBT における IOP の設立に関する議論ペーパーを作成することに合意した。このペーパーには以下の事項を含める:
 - IOP の必要性;
 - 他の RFMO の IOP に関し分析し; そして
 - CCSBT における IOP 実施の段取り

12.4CCSBT に対する月別漁獲報告

- 96. メンバーは、SBT に関する月別漁獲報告を実施することに合意した。メンバーは、月毎に漁獲データを提出し、そのデータは漁獲された月から1ヶ月以内に提出されることで合意された。
- 97. 技術ワーキンググループが開かれ、月別データとして提供されるデータの詳細について合意された。ワーキンググループは、以下を勧告し、これらは拡大委員会で採択された:
 - 月別報告の主な目的は、SBT漁業の管理と遵守についての改善を図る ことである。長期で見れば、いくつかの科学的に有用なデータがある かもしれないが、現時点では本件は計画の目的ではない。
 - 第一歩として、月別報告は2006年1月から実施されるべきである。
 - 月別報告システムのもと、毎月各メンバー及び協力的非加盟国は以下 を提出する:
 - o その月の総漁獲量;及び
 - o その日までのその年の累積漁獲量。
 - 報告は翌月の最終日までに行われる。

• 技術ワーキンググループのいくつかのメンバーは、さらなる情報、あるいは詳細な情報(例えば、努力量、投棄、漁船毎あるいは統計海区毎の報告)を求めたが、技術ワーキンググループは、すべてのメンバーがそのような情報を簡単に集められるわけではなく、中核的な目的に対応するためのそれらデータの有用性を評価するのにしばらくの時間が必要になることを認識した。従って、技術ワーキンググループは、CCSBT13において委員会により月別報告システムのすべての面についてレビューが行われることを勧告した。

12.5 CCSBT に対し1 操業毎の詳細なデータの提出

- 98. オーストラリアは、1操業毎の詳細なデータをデータベースマネジャーの分析のため及び適当なときに独立パネルが入手できるよう、機密性を確保した上で事務局に提出するように提案した。ニュージーランドは、このようなデータの提出に関する提案を支持するとともに、既存の制度のもとこのデータは提出可能であるとした。
- 99. SC 議長は、SC が(1)混獲種に関する漁獲情報及び、(2)1度毎のデータという二つのデータ提供に関し合意していないことを報告した。SC は、現在行っている分析用に1操業毎の詳細なデータを提出することを検討していない。しかし、1度毎のデータは、SBT 用の CPUE インデックスの改善の実施及び管理手続きのための CPUE 指標の一つ(ST Windows)など将来の業務にとって重要である。
- 100.日本は、透明性が重要であることは認めつつも、データの機密性とのバランスも必要であるとした。日本は、1x1度データへのアクセスにはいくつかのオプションがあると述べた。これらには、誰かが(例えば事務局から)日本で計算を行い、データは消去した形で計算結果のみを持ち帰るというものが含まれる。日本はこのようなプロセスであれば透明性及び機密性のバランスが保たれるとした。

議題項目 13. 遵守委員会

13.1 遵守委員会の活性化

- 101. 拡大委員会は、1997年の CCSBT 第 4 回会合で合意された遵守委員会の活性化について検討した。メンバーは、メンバー及び協力的非加盟国が拡大委員会の決定事項に従っていることを確保する上で、またすべてのメンバーに対して保証を与え、かつ、非加盟国の SBT 漁業活動をレビューするために、遵守委員会は重要であることを認識した。
- 102. 拡大委員会は、委員会によって CCSBT4 で合意された現在ある付託事項 を、拡大委員会を設立した決議のもと拡大委員会に適用することに合意 した。
- 103.一方、付託事項は8年前に合意されたもので、状況は変わっており、最新化することも要求されるであろう。

104. 遵守委員会の議長の指名に関して議論された。持ち回りで拡大委員会の副議長が遵守委員会の議長を務めるというものと、一定期間特定の者が任命されるという二つの選択が検討された。

105.以下について合意された:

- 現在ある付託事項のもと遵守委員会を活性化する。
- 遵守委員会は年次会合と一緒にして開催する。
- 拡大委員会と同じ手続規則とするが、もし必要であれば、遵守委員会 独自の手続規則を選択することが出来る。
- 付託事項は現在の状況を反映させて修正するかもしれないが、これは 閉会期間中に実施する。
- 優先作業のリストが閉会期間中に作成される。これらの優先事項は、 CCSBT13 と一緒に開催される第1回の遵守委員会において、議論を開始する基礎を提供するものになる。
- 議長は、2年間の任期で任命され、拡大委員会が合意するのであれば2年間任期を延長することが出来る。特別な性格を持つこのポジションには関連する予備知識を持った人間が指名されるであろう。議長は閉会期間中の付託事項の作成及び作業の優先順位を管理するであろう。
- ニュージーランドの者が遵守委員会の議長になることになった。ニュージーランドは、出来るだけ早く誰が議長になるか委員会に通知するとした。議長は、漁業管理と遵守に関しかなりの経験を持つ高官となることが留意された。

議題項目 14. クオータートレーディング

- 106.メンバーの中で最もクオータートレーディングに興味がある韓国が、これに関する他のメンバーの意見を求めた。
- 107. 韓国以外のメンバーは、基本的に漁獲削減を検討している状況でクオータートレーディングには前向きではなかった。合弁、クオーターの賃貸、及びチャーターなどすべて考えられるクオータートレーディングの形態を網羅した CCSBT の原則を作成することに興味が表明されたが、現時点では最優先課題ではないとされた。
- 108. 最終的に拡大委員会が採用する方向であると仮定し、CCSBT 政策のガイダンスとして、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)の状況を含め、クオータートレーディング/チャーター/合弁が議論された。
- 109. 事務局長は、拡大委員会に対し自分の見解として、拡大委員会は CCSBT11 において独立した法的な助言を得ており、その条約の解釈は以 下のものとなっていることを説明した:
 - メンバーあるいは非加盟国の双方において、どのようなクオータートレーディングあるいはクオーターの賃貸に関しても、拡大委員会の決定及び拡大委員会の合意したフレームワークが必要となる;

- あるメンバーは、チャーターあるいは合弁といった取り決めを結ぶことは出来るが、この目的に使用されるクオーターはそのメンバーのクオーターとして計算され、かつ、報告、漁船登録など拡大委員会の求める保存管理措置に対しそのメンバーの責任で対応しなければならない。そして、
- メンバーは、メンバーの EEZ 内における漁業に関しては、拡大委員会 の承認なしに 2 国間協定を締結することが可能であるが、これらは拡大委員会に報告されるべきである。
- 110. 例として事務局長は、韓国がオーストラリアと合意を結び韓国のクオーターを使用してオーストラリアの EEZ 内でチャーター形式により漁業を行うことは可能であるが、その漁獲に関しては韓国がすべての責任を持たなければならないと説明した。
- 111.拡大委員会は、韓国の要求に対し、クオータートレーディングのための 一般ルールに合意するという形では対応しないこととした。しかし、韓 国が CCSBT13 の場でメンバーが検討するために、いくつかの原則と指針 を作成することが留意された。

議題項目 15. 閉会期間中の議論

- 112. 拡大委員会は、文書 CCSBT-EC/0510/18 に示されている、閉会期間中の 意志決定のために近代的な通信システムを使うという手続規則の6の5 の改正について検討した。
- 113.手続規則は、CCSBT11報告書パラグラフ76にリストされた、特に、閉会期間中の意志決定は例外的な状況のみに意図されるということを踏まえ、以下のように改正された:
 - "5. 委員会が会合を開催していない際に必要となる場合には、委員会の決定は、メンバーの全員一致の投票で行われるものとする。投票は、議長と相談して事務局長によって実施され、郵便、ファックスあるいは電子メールによって行われるものとする。決定は拡大委員会で合意された形式で事務局長により正式に記録されメンバーに回章される。議長は、メンバーが提案を受領したと考える場合であって、その提案に対し 21 日以内に返答しないときには、そのメンバーが提案に賛成したものとみなすものとする。"

議題項目 16. 事務局長の選出

- 114. 事務局長及び事務局次長の契約がそれぞれ 2006 年 2 月及び 5 月に終了する。
- 115.新しい事務局長を選出するために、今の事務局長の任期を1年延長(2006年10月まで)することが合意された。新しい事務局長を選出するプロセ

- スについては、国際的な雑誌等に募集の広告を掲載し、合意された採用 基準に照らし透明性のある選出プロセスとするべきとされた。
- 116.またさらに、新しい事務局長の募集プロセスを早急に開始することで合意された。特に現在の事務局長が、業務内容の説明を含む募集要領の回章を早急に行う。

議題項目 17. 行動計画

- 117. 事務局長は、行動計画に関するペーパーCCSBT-EC/0510/20 を発表した。
- 118.インドネシアに関し、拡大委員会は、CCSBT の IUU に関する決議及び漁船登録は、行動計画のパラグラフ 6 と同様に、インドネシアの貿易を有効に規制する手段として働いていることを認識した。事務局長がインドネシアに対し、インドネシアが拡大委員会の協力的非加盟国になることを正式に拒否しているため引き続き SBT の市場から排除されることを説明する書簡を書くことが合意された。
- 119. 拡大委員会は、中国に対し行動計画パラグラフ1を発動することに合意 した。事務局長は、中国に対し書簡を発出し、行動計画を通知し、 CCSBTに対し協力することを求める。
- 120. オーストラリアは、日本市場におけるインドネシアからの少量の SBT の 入荷は無くなったと述べ、さらにインドネシアが漁獲した SBT がどこに 向かって輸出されているのか情報提供するよう求めた。インドネシアと 事務局長は、輸出を拒否された SBT はインドネシア国内における缶詰及 び生鮮市場に流れていることを説明した。

議題項目 18. 生態学的関連種 (ERS)

- 121.ERS に関する管理勧告を拡大委員会へ提供するため、生態学的関連種作業部会(ERSWG)において検討すべき事項について議論した。ERSWGの付託事項第4、5項でそのような勧告を提供することを定めている。仮にERSWGから勧告が出なかった場合、一つのグループではなく、年次会合である拡大委員会の中でERSの問題を議論する方が得策であるかどうか検討することが必要になるであろう。
- 122. 議長は、SC9 において、ERSWG でも同様のことが議論されたこと、及び SC においては混獲データの提供と一緒になりこれらグループの データ提供に関する付託事項が議論されたことを説明した。SC9 は、 "船団の動態パターンと、SBT 管理へのその影響について理解するために、他種の混獲情報が必要であるとの認識が高まっている。"ことに合意した。また、ペニー氏は以下について言及した:
 - CCSBT科学調査計画のうち最も重要なことは、他のまぐろ及びまぐろ類に関する情報の収集を奨励していることであるが、通常のデータ提

供の一環として混獲データを提供することへの合意には進展が見られていない。

- 混獲データの提供に関する問題は、ERSWG と SC の間で行き来しているだけで進展は見られていない。従って SC は委員会に対しこの問題を注意喚起するため言及した。また、SC はこのデータに関する重要性が ERSWG においても取り上げられるよう要求した。
- 推薦されている MP は TAC を決定する際 CPUE データに依存している。 漁業対象を変えることは CPUE に影響を与えることになるかもしれな いので、漁業動向を把握することは CPUE の変化を正しく理解するこ ととなる。
- 123. CPUE データの解釈を助けるため、混獲種の情報は重要であるという一般的な合意形成がなされた。

議題項目 19. 調査死亡枠

- 124. ペーパーCCSBT-EC/0510/21 で 2005/06 年用に提案されたメンバーの調査 死亡枠(RMA)及び科学調査死亡枠(SRPMA)は合意された。それらは:
 - RMA 日本 (1 トン);
 - SRPMA CCSBT 表層漁業標識放流 (8 トン);
 - SRPMA 日本の公海標識放流 (10 トン);
 - SRPMA –オーストラリアの東海岸漁業及び西インド洋におけるアーカイバル標識放流(15 トン);
 - SRPMA –オーストラリアの全世界規模アーカイバル標識放流計画(12 トン):
 - SRPMA -ニュージーランドのオーストラリア全世界アーカイバル標識 放流参加のための死亡枠(5 トン)

議題項目 20. 他の機関との活動

- 125.メンバーは、ペーパーCCSBT-EC/0510/22 で提案された他の機関との活動について承認した。台湾は、2006年に開催される公海漁業協定レビュー会合、特に2006年3月及び5月のニューヨークで開催予定のその準備会合に事務局が参加することは特に大事であるとした。
- 126. 拡大委員会は、仮に他の RFMO との間で SBT の管理に関し重複があった場合、SBT の回遊範囲全部にわたり第一義的にその管理に責任を持つことで合意した。この原則に関しては、以前 IOTC 及び ICCAT との間で合意済みである。拡大委員会は、CCAMLR 及び中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)双方との間において、SBT の管理に関しては CCSBT がその責任を一義的に有しているという合意を結ぶため、事務局長が書簡を発出することに合意した。SBT を漁獲する CCSBT 漁業許可船は、CCSBT 漁

業許可船リストに記録されており、それは CCSBT のウェブサイトで閲覧可能であることが留意された。従って、他の RFMO にとって SBT 漁業許可船を調べることは容易である。

議題項目 21. 2006 年の作業計画

127.2006年用の作業計画は別紙 10 に添付。

議題項目 22. 委員会文書の機密性

128. 拡大委員会は、CCSBT12 用の韓国の国別報告書を除き、CCSBT12 に関わるすべての文章を公にすることで合意した。

議題項目 23. その他

- 129. 拡大委員会は、オーストラリア(CCSBT-EC/0510/25)及び日本(CCSBT-EC/0510/29)から提出された2つのペーパーに留意した。総漁獲可能量(TAC)に対し過剰漁獲が発生している否か、発生している場合には発生している期間及びその起源について裁定するため、日本のSBT市場データに関する不調和とポートリンカーンにおけるオーストラリアSBT 蓄養事業に関する不調和に関して独立レビューを行うというオーストラリア及び日本の決定を拡大委員会は歓迎した。
- 130. 過剰漁獲が発生しているか否かを評価すること及び漁獲モニタリングや 漁獲報告の適切さ及び正確さを評価することを目的に、独立レビューは、 オーストラリアの SBT 蓄養事業、日本の SBT 漁業及びその他の SBT 漁 業における現行の漁獲モニタリング及び漁業報告のアレンジメントを含 む。
- 131.独立レビューの結果(適切な場合は、過剰漁獲のサイズ及び年齢組成を含む)は、資源評価の改訂版に取り込まれるよう、拡大科学委員会及び拡大委員会に提出される。
- 132.独立レビューは、透明性、独立性及び正確性が確保された形で実施される。独立レビューは、オーストラリア及び日本が合意し拡大委員会が支持するパネルにより実施される。拡大委員会のメンバーは、独立レビューパネルに十分に協力する用意がある旨発言した。
- 133.独立レビューは、期間が重要であり、実行可能な限り早く開始すべきであり、2006年の拡大科学委員会が結果を評価でき拡大委員会が結果及び助言に関して決定できるよう、遅くとも 2006年6月30日までに終了すべきであることについて、拡大委員会は留意した。

議題項目 24. 閉会

24.1 第5回拡大委員会の議長及び副議長の選出

- 134. 拡大委員会は、日本が第5回拡大委員会を主催し議長を務め、オーストラリアが副議長を務めることに合意した。日本は早急に議長になる者を通知するとし、オーストラリアはグレン・ハリー氏を指名した。
- 135. 特別会合に関し、拡大委員会は 2006 年閉会期間中の早い時期に議長について合意するであろう。

24.2 報告書の採択

136.報告書は採択された。

24.3 閉会

137. 会合は、2005年10月14日午後5時45分に閉会された。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニング・ステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6 他の国及び団体のオープニング・ステートメント
- 7 2005年修正予算及び2006年予算案
- 8 SBT漁業のレビューー拡大委員会メンバー及び協力的非加盟国からの報告
- 9 科学委員会からの報告
- 10 2006 年用 CCSBT 作業計画

参加者リスト 第 12 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 2005 年 10 月 11 日 - 14 日 台湾、台北市

議長

ジェームス・シャ

行政院農業委員会漁業署副署長

SC 議長

アンドリュー・ペニー

魚類環境保護サービスコンサルタント

オーストラリア

グレン・ハリー (代表者) ジェームス・フィンドレー スティーブン・ロウクリフ アンドリュー・バックリー ジョン・ガン リチャード・マクロウリン トゥリッシュ・ストーン アンドリュー・マックニー フィリップ・キンプトン ブライアン•ジェフリーズ ベネディクト・ハー ヨン・マン・キム マーレイ・コナリック シェーン・フィリップス ジョー・パグリシ テリー・ロマロ トニー・サンティック

マイケル・トーマス

農漁林業省漁業林業局長代理 農漁林業省地方科学局漁業海洋科学上席研究官代理 農漁林省国際漁業政策担当官 農漁林省国際漁業政策担当官 CSIRO 海洋大気研究部副部長 オーストラリア漁業管理庁管理部長 オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官 環境遺產庁海洋環境局次官 外務貿易省海洋環境法及び南極政策課専門官 オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長 ダエヤン漁業有限会社 オーストラリア船舶エイジェンシー(有) MGカイリスグループ営業部長 ストルトシーファーム(株) ストルトシーファーム(株) オーストラリア船舶エイジェンシー有限会社営業部長

トニーズツナインターナショナル

オーストラリアフィッシングエンタープライズ(株)

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン(代表者) 行政院農業委員会副組長アズミ・チャン 外務省組長回部辦事ジュン・ユン・チェン 外務省組長回部辦事

カオ・チン・プー 外務省専門委員

シン・チャーン・ウー 行政院農業委員会漁業署上席スペシャリスト

チョー・ジャン・テン 外務省専案小組組長

シュエ・イ・ファン外務省課長リー・ファン・ファン外務省課長

ユー・イー・ファン 行政院農業委員会漁業署課長 テッド・ティエン・シャン・ツァイ行政院農業委員会漁業署課長

シュー・リン・リン 行政院農業委員会漁業署スペシャリスト

キャスリン・ルーエイ・チェン 外務省薦任科員

ハン・チン・リウ外務省二等秘書回部辦事ウェンリン・チェン外務省二等秘書回部辦事ユー・シャン外務省二等秘書回部辦事サミュエル・リウ外務省二等秘書回部辦事

ピーター・ホー 対外漁業協力発展協会会長

チン・ファ・ソン
国立海洋大学応用経済研究所教授兼署長

ファン・チー・チャン国立台湾大学法学部助教授ブライアン・イェン対外漁業協力発展協会秘書シン・ウェイ・コー対外漁業協力発展協会秘書

ルーシー・リン 対外漁業協力発展協会漁業統計員 シー・ジュン・ワン 対外漁業協力発展協会漁業統計員

ウェン・ジュン・シェウ 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会

主任委員

エドワード・ファン 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務局長

イー・チー・ハン 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書 クワン・ティン・リー 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

日本

末永 芳美(代表者) 水産庁資源管理部審議官

坂本 孝明 水産庁資源管理部国際課課長補佐 黒萩 真悟 水産庁資源管理部遠洋課課長補佐

宮内 克政 水産庁資源管理部遠洋課鰹鮪漁業企画官

宮部 尚純 遠洋水産研究所浮魚資源部数理解析研究室長 伊藤 智幸 遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室

渡辺 英人 外務省経済局漁業室

鈴木 敬幸 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 西川 徳一 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 羽根田 弘 日本鰹鮪漁業協同組合連合会理事 白川 修 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 勝倉 宏明 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 西川 喜美男 日本鰹鮪漁業協同組合連合会顧問 早崎 達也 石川 賢廣 日本鰹鮪漁業協同組合連合会会長 三浦 望 日本鰹鮪漁業協同組合連合会国際部 全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事 金澤 俊明 全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会 檜垣 浩輔

日本交流協会台北事務所経済部主任

ニュージーランド

伴辺 博亮

エマ・ウォーターハウス(代表者)漁業省上席国際顧問

アーサー・ホーア 漁業省上席漁業管理官

ジェン マクドナルド 外務貿易省副局長

エイミー・ローレンソン 外務貿易省法律顧問

シェルトン・ハーレー 漁業省上席研究官

チャールス・ハフレット ソランダーグループ会長

クレア・ファーンレイ ニュージーランド商工業事務所所長 ロバート・カイワイ ニュージーランド商工業事務所

大韓民国

キ・ヒョック・バーン (代表者) 海洋漁業省国際協力局長

オー・サン・クゥオン 海洋漁業省国際協力局課長補佐

キュー・ジン・ソック 海洋漁業省国際協力局研究官

ダエ・イオン・ムーン チー・ゴン・キム ハドソン・キム ユー・ソック・ユン ヨン・アイ・シン ホー・ナム・リー

国立漁業調査開発研究所上席研究官 思潮産業 (株) マリンプラス (株) ドングウォン産業(株) 韓国遠洋漁業協会 ドングウォン産業(株)

協力的非加盟国 フィリピン

アルベルト・エンコミエンダ 外務省大使 ジル・アドラ オーガスト・ナティヴィダット リチャード・サイ

漁業養殖業局地域管理官 フィリピンまぐろ協会副会長 フィリピン ORPT 会長

オブザーバー インドネシア

ニラント・パーボウオ パーリン・タムブナン プルウィト・マルトスブロート インドネシアまぐろ協会会長

海洋漁業省漁業国際協力計画部部長 海洋漁業省漁業資源部部長

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド 成澤 行人 ボブ・ケネディー

事務局長 事務局次長 データーベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美 小池 久美 メーガン・シモジ

第 12 回委員会年次会合 に付属する拡大委員会 2005 年 10 月 11-14 日 台湾、台北

議題

1	開会
T	ガム

- 1.1 第 12 回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
- 1.2 議題の採択
- 1.3 オープニング・ステートメント
 - 1.3.1 メンバー
 - 1.3.2 協力的非加盟国
 - 1.3.3 その他の国及び団体
- 2. 事務局からの報告
- 3. 財政運営委員会からの報告
- 4. 非加盟国との関係
 - 4.1インドネシア
 - 4.2 南アフリカ
 - 4.3 その他の国
- 5. ミナミマグロ漁業のレビュー
- 6. 拡大科学委員会からの報告
- 7. 総漁獲可能量 (TAC) 及びその配分
 - 7.1 総漁獲可能量及びその配分
 - 7.2 その他措置
- 8. 管理手続き
- 9. 協力的非加盟国
- 10. インドネシアの漁獲監視
- 11. 地域漁業管理機関のレビュー
- 12. 漁獲管理システム
 - 12.1 漁獲文書化スキーム
 - 12.2 貿易統計スキーム
 - 12.3 国際オブザーバー計画
 - 12.4 月別報告

12.5 1操業毎の詳細なデータの報告

- 13. 遵守委員会
 - 13.1 遵守委員会の活性化
 - 13.2 国際臨検制度
 - 13.3 CCSBT が運営する漁船モニタリングシステム (VMS)
 - 13.4 CCSBT 漁業許可船リストのレビュー
 - 13.5 その他
- 14. クオータートレーディング
- 15. 閉会期間中の意志決定
- 16. 事務局長の選出
- 17. 行動計画
- 18. 生態学的関連種作業部会
- 19. 調査死亡量枠 (RMA)
- 20. 他の組織との活動
- 21. 2006年の作業計画
- 22. 委員会文書の機密性
- 23. その他の事項
- 24. 閉会
 - 24.1 第5回拡大委員会の議長及び副議長の選定
 - 24.2 会合報告書の採択
 - 24.3 閉会

文書リスト 第12回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0510/)

- 01. Draft Agenda and the Annotation
- 02. List of Participants of Extended Commission and CCSBT12
- 03. Draft List of Documents
- 04. (Secretariat) Report from the Secretariat
- 05. (Secretariat) Revised 2005 Budget
- 06. (Secretariat) Draft 2006 Budget
- 07. (Secretariat) Relationship with Non-members
- 08. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
- 09. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
- 10. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
- 11. (Secretariat) Management Procedure
- 12. (Secretariat) Cooperating Non-members
- 13. (Secretariat) Indonesian Catch Monitoring
- 14. (Secretariat) Review of Regional Fisheries Management Bodies
- 15. (Secretariat) Catch Monitoring System
- 16. (Secretariat) Quota Trading
- 17. (Secretariat) Compliance Committee
- 18. (Secretariat) Intersessional Decisions
- 19. (Secretariat) Executive Secretary
- 20. (Secretariat) Action Plan
- 21. (Secretariat) Research Mortality Allowance
- 22. (Secretariat) Activities with Other Organisations
- 23. (Secretariat) Program of Work for 2006
- 24. (Secretariat) Confidentiality of Commission Documents
- (Australia) Comparison of CCSBT catch data with Japanese auction sales of frozen SBT
- 26. (Australia) Implementation issues for the Management Procedure
- 27. (SC Chair) Report of the 6th Meeting of the Stock Assessment Group and the 10th Meeting of the Scientific Committee

- 28. (New Zealand) Arrangements for Adjusting for Overs and Unders.:
- 29. (Japan) Preliminary analysis on growth rates of farmed SBT through trade data and other related information.: JFA

(CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-)

Australia - Australian's Annul Review of the Southern Bluefin

Tuna Fishery

Fishing Entity of Taiwan - Review of Taiwan's SBT Fishery of 2003/2004

Japan - Review of Japanese SBT Fisheries in the 2004

Fishing Season

New Zealand - Review of New Zealand SBT Fisheries

Republic of Korea - Review of Korean SBT Fishery

Republic of the Philippines - 2005 Philippine Report to CCSBT

(CCSBT-EC/0510/Rep)

01. Report of the first Meeting of the Management Procedure Workshop (March 2002)

- 02. Report of the Second Meeting of the Management Procedure Workshop (April 2003)
- 03. Report of the Indonesian Catch Monitoring Review Workshop (April 2003)
- 04. Report of the Fourth Stock Assessment Group Meeting (August 2003)
- 05. Report of the Eighth Meeting of the Scientific Committee (September 2003)
- 06. Report of the Tenth Annual Meeting of the Commission (October 2003)
- 07. Report of the Fifth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2004)
- 08. Report of the Third Meeting of the Management Procedure Workshop (April 2004)
- 09. Report of the Special Meeting of the Commission (April 2004)
- 10. Report of the Fifth Stock Assessment Group Meeting (September 2004)
- 11. Report of the Ninth Meeting of the Scientific Committee (September 2004)
- 12. Report of the Eleventh Annual Meeting of the Commission (October 2004)
- 13. Report of the Special Management Procedure Technical Meeting (February 2005)
- 14. Report of the Fourth Meeting of the Management Procedure Workshop (May 2005)
- 15. Report of the Management Procedure Special Consultation (May 2005)
- 16. Report of the Sixth Stock Assessment Group Meeting (August-September 2005)
- 17. Report of the Tenth Meeting of the Scientific Committee (September 2005)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

議長、代表団、ペニー氏、事務局及び通訳の皆様、おはようございます。

第12回 CCSBT 委員会会合を主催する議長に祝福の意を表する共に、台湾政府と関係者に御礼申し上げます。台北で会議に参加するのは今回で3、4度目になりますが、この地を訪れられることをうれしく思います。

この委員会は近年、著名な独立科学者が加わり、多くの調査に投資し、CCSBTメンバー間の関係が強化されたことに伴い、一連の重要な事項において大きな進展を見ることが出来ました。みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)を有効な機関とするために必要な多くの要素が整い、将来に向けたみなみまぐろのための建設的な管理基盤が確立されました。

CCSBT 12 では難しい課題が議論されることになりますが、みなみまぐろ資源の持続性を確保する最も有効な手段は、機能を果たす委員会の存在です。

オーストラリア政府は、みなみまぐろ資源を生態学的に持続可能なレベルにまで再建する 決意を持っています。そのためには CCSBT メンバー間で、みなみまぐろ産卵親魚資源の 再建目標、またその目標に向けた管理手続き候補に合意する必要があります。

しかし CCSBT が有効な機関となるためには、委員会の運営を透明にしなくてはなりません。また、メンバーが CCSBT の決定を受け入れる際には、その決定が正確で透明性のあるデータであることを認識し、信頼を持って受入れ、あるいは承認しなくてはなりません。

1980年代末に、オーストラリア、日本、ニュージーランドは、みなみまぐろ資源を再建するために漁獲量の削減を決定しました。削減幅は非常に大きく、本来ならば、現在までにその効果が現れ、資源は回復し始めているはずです。

しかし、実際にはあまり変化が現れていません。最高の科学的なアドバイスによると、 我々は過去と同じ状況にあり、現在、関係者は変わったものの、以前とまったく同じ決定 に我々は直面しています。

メンバーが問わねばならない根本的な質問は、当初の漁獲削減がなぜ効果を示さなかったかということです。

過去6ヵ月間、オーストラリアは多くの努力を投じてSBT市場を分析し、報告されている漁獲販売量と漁獲量を比較し、その結果として示された深刻な問題を提起した文書を提出しました。

これは一般に公開されている情報源から得たデータに基づいています。インターネットは 実に素晴らしい現代のツールです。今の時点では、誰がこれらの魚を漁獲しているかとい う判断はしていませんが、はえ縄で漁獲されたものであることは確認できています。 現在、日本とオーストラリアはこの問題について議論しており、この後も議論を続け、水曜日の午前中までに先に進む方法について、委員会メンバーに報告できるはずです。末永さんと私が一緒に、先に進む方法について報告できなかったとしたら、それは我々が容易には解決できない深刻な問題に直面しているということになります。この問題は、解決のタイミングが非常に重要であり、今後6ヵ月以内に解決する努力を続けなくてはなりません。

日本がオーストラリアのポートリンカーンの漁獲報告に懸念を示していることは皆様も留意されていると思います。オーストラリアは SBT 畜養漁業の革新と専門知識に大きな誇りを持っています。先に申し上げた市場における販売量の差異を解決するため、ポートリンカーンの事業についても第3者によるレビューを招聘します。我々の事業の透明性及び説明責任を向上するような実現可能な提案が示されれば、我々はそれを受け入れる用意もあります。これこそが真の説明責任であり、この委員会に属するすべての関係者に同様の姿勢を求めます。

今回の会合におけるオーストラリアの主な課題は以下のとおりです。

- CCSBT には、SBT 漁業に歴史的に関与してきた、すべての正当な SBT 漁業国が関わることを実現する。
- 2005/06 漁期の総漁獲割当 (TAC)も含め、CCSBT 科学委員会の TAC に関する勧告について検討する。
- SBT 全世界漁業の再建目標及び暫定目標に合意する。
- 適切な MP の採用及びその採用に必要な枠組を採用する。
- SBT 産卵親魚資源及び産卵場を、無規制の漁業圧力から保護する。
- 総合的な漁獲証明制度(CDS)を通じて、SBTの全漁獲をモニターする。

無報告の漁獲を排除し、管理手続きを有功に実施するためには、SBT漁業の有効な管理体制として、以下の点で大きな進展を見る必要があります。

- o 有効な漁獲証明制度(CDS)。
- o CCSBT 遵守委員会の本格的な運営を通じ、IUU 及び投棄魚の推定を含んだ遵守報告書の提供。
- o 中央で管理する漁船モニタリング制度の実施。
- o CCSBT 事務局への月別・漁具別・1 度区画の漁獲努力報告の開始、及び SBT と 非対象種の過去の漁獲努力についての詳細なデータの提供。このデータは CCSBT 事務局に提出されるものとする。
- o 2006 年中に全 CCSBT メンバーを対象とした国際オブザーバー・プログラムを 実現。
- o 漁船登録の見直し。現在の漁船登録を改訂し、SBT を対象とする全漁船・貨物船を登録制度に含める。

さらに、CCSBTメンバー間のクォーター・トレーディングの問題があります。

- インドネシア産卵場における SBT 漁獲の管理。
- 科学調査計画の設計。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様

おはようございます。今回、CCSBTの拡大委員会の年次会合が台北で初めて開催されることは歴史的なことであります。我々はこの会合を主催することを光栄に感じます。国際社会に対して、台湾がグローバルな海洋資源の保存に貢献していることを示す重要な機会となります。会議の手配をしてくださったブライアン・マクドナルド事務局長及び事務局のスタッフに御礼を申し上げます。

はじめに、私どもの代表団を代表して、この機会に拡大委員会の全メンバー、協力的非加盟国であるフィリピン共和国、オブザーバーであるインドネシア共和国に温かい歓迎の意を表します。皆様が快適に過ごせるよう最大限の努力をいたしますので、台湾のおもてなしをお楽しみください。

議長、いくつかの指標が低い加入量について危険信号を発していることに留意し、CCSBTは2001年以降、みなみまぐろ資源の枯渇を回避するため、管理手続きの開発に重点をおいて作業してきました。過去数年間の関係者による努力の結果、本件について我々は大きな進展を見ることができました。先月の拡大科学委員会では、みなみまぐろ管理に関する断定的な勧告と第6回資源評価グループからの関連するコメントが提示されました。我々はこの驚くべき警告となった結論を非常に深刻に受け止めています。我々はメンバー間の割当量を即時に削減するか否かについて真剣に検討しなくてはなりません。このような望ましくない状況に直面し、資源の枯渇という悪夢を回避するために、拡大委員会の全メンバーは今会合において、TACに関して最良の決定を下すものと信じています。今まで同様、拡大委員会はすべての関係者の利益を考慮した上で決定を下すことと思いますが、我々の最重要課題はみなみまぐろ資源を保存する管理目標であるべきです。

管理手続きをさらに向上させるためには、SBT若齢魚の空間分布や動態を確認する全世界 規模標識放流プログラムのデータが非常に重要であることは疑いの余地がありません。重 要なのはメンバー及び協力的非加盟国間の協力体制です。今会合で歩み寄りが見られ、よ り柔軟なアレンジメントが提案されることを期待しています。

議長、みなみまぐろの保存に関わる我々の管理の役割を強化していく中で、委員会の枠組に入っていない重要な沿岸漁業国があることに我々は懸念を持っています。今後も、みなみまぐろを漁獲しているすべての関係者に対して、委員会に協力すること、みなみまぐろの保存の枠組に加わることをメンバーが説得し続けることを望みます。

最後になりましたが、今後数日間、メンバーの皆様と共に作業し、実りある結果を実現していくことを期待しています。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

まず始めに、日本代表団を代表して、台湾関係者の方々が今回の会合開催にあたり、このような素晴らしい場所を提供してくださったことに、感謝申し上げます。本会議の開催には、台湾から財政支援を頂いたことにも感謝しております。また、様々な会合文書の作成・配布及び会合のための準備と会議開催に尽力された、ブライアンマクドナルド事務局長はじめ事務局スタッフの皆さんに感謝申し上げます。

9月に開催された科学委員会では、みなみまぐろ資源の低加入が改めて確認され、現在の漁獲レベルを維持すれば、資源がさらに悪化すると推定されています。これまでCCSBTはみなみまぐろ資源の持続的利用のため努力をしてきており、我々もCCSBT設立以前から大幅な漁獲枠の削減など、負担を受け入れてきただけに、現在の資源の状況を非常に残念に思います。

一方で、科学委員会がみなみまぐろの資源管理のために開発してきた管理方式が、9月の科学委員会で1つにしぼり込まれました。これまで努力を重ねてこられた独立パネル及び各国科学者の方々に心から敬意を表したいと思います。今次会合においては、科学委員会からの勧告に基づき、管理方式が採択されるよう議論をして参りたいと思います。

最近、漁業を取り巻く環境は厳しいものがあります。燃油の高騰によりコストが高まる一方で、みなみまぐろだけでなく全てのマグロ類で価格が低下しており、我が国だけでなく世界のどの国も、マグロ漁業の危機に面しております。また、我々の条約では、みなみまぐろの適当な管理を通じて、最適利用及び保存を確保することを目的としています。

このような中、我々CCSBTメンバーは、みなみまぐろ漁業が現在より安定的に営まれるように、共通の資源であるみなみまぐろの資源状況の改善を図り、みなみまぐろ資源の持続的利用に対する責任を果たすため、知恵を出し合って、ともに資源回復のための一歩を踏み出すときにきていると考えます。

日本は、みなみまぐろの伝統的漁業国として、また最大のマーケット国として、みなみまぐろ資源の保存管理のために、尽くしうる手段を積極的に活用し、貢献していきたいと、ここに決意を新たにしたいと思います。

ありがとうございます。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

おはようございます。主催国台湾に対し、台北に我々を温かく迎えてくださったことに御 礼申し上げます。

議長、この委員会が重大な岐路に立っていることは疑いの余地がありません。国際社会が 地域漁業管理機関をより厳しく精査している時期に、我々は今会合で大変難しい決定を迫 られています。

委員会の歴史上初めて、我々自身の科学委員会がみなみまぐろ漁業の総漁獲可能量について具体的な削減を勧告しました。勧告は明確なものであり、非常に憂慮すべきものです。将来に向けて漁業を再建することはもとより、資源量を現行レベルで維持するなんらかのチャンスを与えるために、全世界TACを即時に大幅に削減せよという勧告です。議長、ニュージーランド漁業でこのような勧告が提示された場合には、我々はその漁業を閉鎖するでしょう。実際、過去に閉鎖してきましたし今後もそうするでしょう。このような行動は、海洋法条約及び国連公海漁業協定のもとでの我々の責任に沿うものです。

議長、同じ原則がここでも適用されます。我々の前に最良の科学的勧告が示されており、その勧告は明白です。我々はすぐに行動を起こさなくてはなりません。科学の不確実性の裏に隠れることは、確たる有効な管理行動を遅らせる口実にはなりません。もしこのまま何も行動を起こさなかった場合、取り返しのつかないことになります。また、我々がこのハードルを乗り越えられなければ、我々に対する国際社会の評価は落ちます。この会合に集まっている皆様に天然資源管理の基本原則を思い起こしてもらいたいと思います。予防的原則です。この原則は国際法にも正式に明記されている、漁業管理における最高の慣習です。情報が確実でない、信頼できない、あるいは不十分である場合には、より多くの注意が必要であるという意味です。十分な科学的情報がないことを口実に、保存措置や管理措置を遅らせる、あるいは実施しないということがあってはなりません。

ニュージーランドは全メンバーに、科学委員会の勧告を聞き入れることを強く勧めます。 予防的原則に合致した行動を取り、この委員会に関わる責任ある漁業国として、みなみま ぐろ資源の危険な状態に取り組むよう促します。議長、ニュージーランドは科学委員会が 勧告したとおり、全世界TACを即時に削減することを支持します。また、科学委員会が勧 告した管理手続きとチューニング・レベルの採用も支持します。ニュージーランドはま た、非常に明確な事項として、漁獲報告及びモニタリング制度を見直すこと、また非加盟 国との関り合いを先送りしないことが必要であると感じています。この委員会を21世紀の 機関として進化させ、国連公海漁業協定の条項に一貫したものとするよう、委員会内の統 治及び管理アレンジメントを緊急に見直す必要があると思います。

ニュージーランドは、科学委員会の勧告を聞き入れないのは無責任であるという強く感じます。勧告を無視することは自分に災難を呼びこむことです。今会合を通じこの委員会は危機に対応する能力を備えていることを、国際社会に対し示さなくてはなりません。 CCSBT、そして各メンバーの信頼性が問われています。ニュージーランドは、今週中、委員会のメンバーが真のリーダーシップを発揮することを期待しています。行政官が個々の利害を捨て、CCSBTのメンバーとして調印した集団責任を全うする正しい行動を取る ことを期待します。我々には、この漁業の持続性、その結果として得られる長期的な経済的、社会的恩恵を確保するための行動を取る責任があります。

議長、ニュージーランドはみなみまぐろ資源を長期的に再建していく確固たる決意を持っています。我々は、2006年に全世界TACを削減するために、非常に厳しい管理決定を下していく用意があります。我々はその責任に怯みません。これこそが今会合で委員会が取り上げていくべき持続性に関わる重要な決定事項です。さらに、同様に重要な別の決定事項として、TACの配分があります。ニュージーランドは、我が国の配分がさらに不公平になるような新たなTAC配分の決定は受け入れられません。この問題を解決するために、委員会がクライストチャーチとプサンで約束した事項を守ることを期待します。

ニュージーランドはこの委員会において、集団として一致した行動を取る意思があることを示してきました。CCSBTの有効性とみなみまぐろ漁業の管理を向上させるため、我々は国家の利益を妥協してきました。それは、みなみまぐろを漁獲する全関係者を網羅する包含的な委員会こそが、より強固な委員会になると信じているからです。

ニュージーランド国内の漁業では、常に精査に耐えうるオープンな体制を実現してきましたが、今後もこの姿勢を維持します。我々の漁業管理制度は世界の先端をいくものです。 従って、他の者が自らの責任を真剣に受け止めていないという事実が示唆されていること に我々は大きな懸念を感じています。もしこれが事実であるとしたら、ニュージーランド の今までの努力は水の泡となってしまいます。

議長、我々は国別配分の問題を解決する意思を一層強固にしています。今会合における解 決を期待しています。

議長、最後になりましたが、ニュージーランドは今会合が決して安易なものでないことは 承知しています。しかし、我々は議長の素晴らしい采配下にあります。我々は、活発な議 論が行われることを期待しています。科学の不確実性の裏に隠れてしまうことのない議 論、我々が責任ある漁業国であることを示すような議論、そして国際社会の精査に耐えう る議論を期待しています。我が代表団及び私は、このような原則を念頭において今会合に 望む所存です。皆様からも同様を期待します。

ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

おはようございます。

議長及び代表団の皆様

台北における第12回CCSBT年次会合に参加できることを大変うれしく思います。

まず、事務局に対し、この1年間の努力に感謝したいと思います。また、委員会の様々な問題に対し、各メンバーも密接に協力してきました。しかし、みなみまぐろの保存と管理のために一致団結した努力をするためのさらなるコミットメントが必要だと思います。

韓国はみなみまぐろ資源の再建という目標を達成するために、管理手続きが採用されることを望んでいます。韓国は今回の全体会議で、資源の科学的な管理と早期の再建を推進していくために、管理手続きが採択されるよう最大限の努力をいたします。

TACの削減はみなみまぐろ業界にしばらくの間、マイナスの影響を与えるでしょう。しかし、韓国は資源の再建に不可欠であるTACの削減を可能な限り早く実施することを支持します。

韓国はなるべく早い時期に、割当量の移譲が認められることが妥当であると考えています。それは、割当量が資源の持続可能な範囲内に設定されているからです。今会合で管理手続きが採択されることから、割当量の移譲を遅らせる正当な理由はないと思います。従って、韓国は管理手続きと割当量の移譲制度が同時に導入されることを主張します。

今会合の重要な議題事項について、韓国代表団は他の代表団と協力し実質的な結果をもたらす所存です。

最後になりましたが、台湾政府に対し今回の生産的な会合を実現するために払った努力と 金銭的な貢献に感謝いたします。

ありがとうございました。

フィリピンのオープニング・ステートメント

今回のCCSBT拡大委員会は、フィリピンが協力的非加盟国として参加する2年目の会議です。我々代表団はここ台北にて、第12回会合に参加し、みなみまぐろの保存と管理に関わる多くの懸念事項について拡大委員会と交流できることをうれしく思います。

CCSBTの新規参加者として、我々代表団はまだ、CCSBTの作業プログラムやプロセス、 懸念事項を学ぶ段階にあると感じています。今会合の議題を歓迎し、特にみなみまぐろ漁 業のレビュー、拡大科学委員会の報告書、総漁獲割当量とその配分、管理手続き、協力的 非加盟国、漁獲モニタリング、及びクォータ・トレーディングに関する議論を楽しみにし ています。また、生態学的関連種作業部会の今後の活動には活発に関っていく所存です。

現在、CCSBTの唯一の協力的非加盟国として、フィリピンは協力的非加盟国が委員会の みならず、拡大委員会にも関与していくという提案をうれしく受け止めています。本件に ついて今会合で良い解決策が見出だされることを期待しています。

拡大委員会の協力的非加盟国としての地位にも申請するというフィリピンの従来からの約束に関連し、フィリピンは年間の配分割当50トンを超過していません。しかし、フィリピンとしては、我が国の現在のみなみまぐろの漁獲能力に見合う漁獲量の増加を繰り返し主張したいと思います。この希望を表明するに当たり、我々代表団はみなみまぐろ資源に対する拡大科学委員会の深刻な評価を考慮し、総漁獲可能量の増加を求めているのではないということを明確に伝えたいと思います。我々が求めているのは以前から提案されているクォータ・トレーディングであり、現時点でこれがみなみまぐろ漁業の持続性の目標と一貫した、唯一受け入れ可能な公平な解決策であると感じます。

最後になりましたが、協力的非加盟国としてフィリピンは委員会と交わした書簡に示したコミットメントを再度確認いたします。フィリピン代表団は、拡大科学委員会の年次会合の議題に「各漁業管理機関が付与している開発途上国に対する特恵条件についての検討」を含めたいという希望を繰り返し主張します。フィリピンは第10回拡大委員会の冒頭でもこの議題を提案しており、将来の会合で本件が取り入れられることを期待しています。

インドネシアのオープニングステートメント

議長、皆様

インドネシア代表団を代表し、まず(みなみまぐろ保存)委員会の事務局長に対し、拡大 委員会年次会合のオブザーバーとして我々を招待してくださったことに感謝いたします。 また、この重要な会議を主催してくださる台湾に御礼申し上げます。

6月29日付けのCCSBT事務局長の書簡、及び2005年9月30日付のインドネシア外務省の返答に関連し、我々は協力的非加盟国の要件を満たすために、今なお準備の期間と援助が必要であることを繰り返し申し上げます。

この点について、インドネシアはIOTC、CSIRO、ならびにOFCFと協力して漁業統計データ収集を改善する努力を続けていることを拡大委員会にお伝えしたいと思います。インドネシアは、政府によるまぐろ漁業の政策立案を支援するためのまぐろ委員会を設立しました。インドネシアはまだCCSBTの一部とはなっていませんが、みなみまぐろの管理について、我々がCCSBTと協力していきたいという意思は明確です。

我々は近い将来、協力的非加盟国となる要件を満たせるよう、能力を向上するために、 CCSBTの全メンバーと協力していきたいと思っています。

一方、国連海洋法条約で掲げられている地域まぐろ漁業管理に対する我々のコミットメントは、インド洋まぐろ委員会に対し非加盟国であったものが、近い将来正式な加盟国となると言う形で示されます。

この発言を終えるにあたり、インドネシアが地域機関や国際機関に加盟するために経るプロセスは通常時間がかかるということを繰り返しお伝えします。本会合において、インドネシアが地域のみなみまぐろ漁業管理に向け、CCSBTメンバーと協力していく意思があるということを皆様が認めてくださることを期待します。

ありがとうございました。

たわたま グラル女子早人			
みなみまぐろ保存委員会			
The second secon			
	2005年		
that T			
収入	2005 2	005修正予算	差額
	2003 2	003 511. 1 34	<u> </u>
メンバー分担金	1,302,082	1,302,082	0
日本	472,137	472,137	0
オーストラリア ニュージーランド	420,165 105,410	420,165 105,410	0
韓国	152,185	152,185	0
漁業主体台湾	152,185	152,185	0
<u>職員所得税</u> 2004年からの繰越金	95,000 166,412	88,000 166,412	7,000
<u>2004年7.50の保留並</u> 積立金利子収入	20,000	45,000	-25,000
事務局積立金からの歳入(一部)	83,986	83,986	0
台湾からの特別分担金	<u>0</u>	23,000	-23,000
%市 1 4 6	1 ((7 490	1 700 400	41 000
総収入額	1,667,480	1,708,480	-41,000
支出			
年次会合〈CCSBT12〉	96,630	97,000	-370
通訳費用	36,000	25.000	11,000
会場借料	11,400	25,500	-14,100
機材借料	11,000	16,000	-5,000
その他の費用(SC議長の年次会合への出席等を含む)	28,110	22,000	6,110
出版と翻訳費用 インドネシアの年次会合出席に伴う費用	3,000 3,620	3,000 2,500	1,120
成田小会議費用	3,500	3000	500
从山小云峨真用	3,500	3000	300
第10回SC/第6回SAG	299,195	290,500	8,695
7.2.4. 世 田	47.400	20.000	0.400
通訳費用 会場借料	47,490 18,200	38,000 50,000	9,490 -31,800
機材借料	21,000	28,000	-7,000
コンサルタントの雇用費/SAG議長, SC議長、諮問パネル	185,485	153,000	32,485
その他の費用	14,000	9,000	5,000
出版と翻訳費用	7,000	7,000	0
インドネシアの会合出席に伴う費用 成田小会議費用	3,520 2,500	2,500 3000	1,020 -500
成山小云磯賃用	2,300	3000	-300
補助委員会	211,655	192,000	19,655
第4回MP/特別会議	211,655	192,000	19,655
特別プロジェクト	180,000	195,500	-15,500
<u> 14加ノロンエクト</u>	100,000	193,300	-13,300
管理手続き技術ワークショップ	40,000	47500	-7,500
管理戦略開発	40000 100000	48,000 100,000	-8,000 0
i/도마닷//AVIII 티 마기고로 롯	10000	100,000	U
<u>事務局経費</u>	788,000	734,000	54,000
市及巴聯貝奴典	450.000	420.000	20,000
事務局職員経費職員所得稅	450,000 95,000	420,000 88,000	30,000 7,000
職員の年金/社会保障	83,000	80,000	3,000
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	21,000	22,000	-1,000
旅行/運搬費ー海外及び国内 その他、委員会の報告書の翻訳	95,000 20,000	90,000	5,000 10,000
一 たの他、安員会の報告書の翻訳 訓練	2,000	2,000	10,000
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費	12,000	12,000	0
その他臨時職員費用	10,000	10,000	0
事務所管理費	92,000	87,000	5,000
<u>学初川日华民</u>	24,000	87,000	3,000
事務所賃貸料	37,000	32,000	5,000
事務所の運営経費	32,000	32,000	0
	10,000	10,000	0
物品購入費	0.000	0.000	A)
物 in 購入資 電話/通信費 その他	9,000 4,000	9,000 4,000	0

みなみまぐろ保存委員会

改訂 2005年特別予算 - SRP標識放流計画(表層漁業)

	2005年
収入	2005
メンバー分担金	498,027
日本	180,586
オーストラリア	160,707
韓国	58,208
漁業主体台湾	58,208
ニュージーランド	40,318
CCSBT表層漁業標識放流計画に関する2004年特別基金からの繰越金	25,750
東海岸標識放流試験計画に関する特別基金からの利益	50,223
総収入額	574,000
支出	
標識装着費	
票識放流用船費	329,000
票識購入費	242,006
総支出額	571,006
2006年への繰越金	2,994

みなみまぐろ保存委員会

一般予算 - 2006年 (CCSBT13)

収.	ን
----	---

収入				
	<u>2007 暫定値</u>	<u>2,006</u> <u>200</u>	<u>5 修正予算</u>	<u>差額</u>
メンバー分担金	1,386,870	1,378,200	1,302,082	76,118
日本	502,881	499,738	472,137	27,601
オーストラリア	447,525	444,728	420,165	24,563
ニュージーランド	112,274	111,572	105,410	6,162
韓国 漁業主体台湾	162,095 162,095	161,081 161,081	152,185 152,185	8,896 8,896
職員 所得税	93,000	92,000	88,000	4,000
2005年からの繰越金	0	112,500	166,412	-53,912
<u>====================================</u>	40,000	40,000	45,000	-5,000
事務局積立金からの歳入(一部)	0	0	83,986	-83,986
台湾からの特別分担金	<u>0</u>	29,200	23,000	6,200
総収入額	1,519,870	1,651,900	1,708,480	-56,580
支出				
年次会合(CCSBT13) &遵守委員会		<u>134,700</u>	<u>97,000</u>	37,700
通訳費用		33,500	25,000	8,500
会場借料		44,100	25,500	18,600
機材借料		47,000	16,000	31,000
その他の費用(SC議長の年次会合への出席等を含む)		19,600	22,000	-2,400
出版と翻訳費用		7,000	3,000	4,000
インドネシアの年次会合出席に伴う費用 宮崎県からの財政支援		3,500	2,500	1,000
呂崎宗からの別政文族 成田小会議		-20,000 0	3,000	
11th SC & 7th SAG		293,000	290,500	2,500
通訳費用		48,900	38,000	10,900
会場借料		0	50,000	-50,000
機材借料 コンサルタントの雇用費/SAG議長、SC議長、諮問パネル		41,600 178,000	28,000 153,000	13,600 25,000
その他の費用		14,000	9,000	5,000
出版と翻訳費用		7,000	7,000	5,000
インドネシアの会合出席に伴う費用		3,500	2,500	1,000
成田小会議費用		0	3,000	2,000
植助委員会		71,200	192,000	-120,800
第4回MP&特別会議		0	192,000	
第6回ERSワーキンググループ		71,200	0	71,200
<u>特別プロジェクト</u>		118,000	<u>195,500</u>	-77,500
管理手続き技術ワークショップ		0	47,500	-47,500
管理戦略開発		8,000	48,000	-40,000
標識放流計画調整費		110,000	100,000	10,000
SECRETARIAT COSTS		940,000	734,000	206,000
事務局職員経費		431,000	420,000	11,000
職員所得税		92,000	88,000	4,000
職員の年金/社会保障		78,000	80,000	-2,000
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険		21,000	22,000	-1,000
旅行/運搬費ー海外及び国内		81,000	90,000	-9,000
その他、委員会の報告書の翻訳 訓練		20,000 2,000	10,000 2,000	10,000
一時帰国手当て、本国帰国経費及び移転費		205,000	12,000	193,000
ー 时帰国ナヨ C、 本国帰国経費及い参転費 その他臨時職員費用		10,000	10,000	193,000
事務所管理費		<u>95,000</u>	<u>87,000</u>	8,000
事務所賃貸料		38,000	32,000	6,000
事務所の運営経費		32,000	32,000	0
物品購入費		10,000	10,000	0
電話/通信費		10,000	9,000	1,000
その他		5,000	4,000	1,000
総支出額	1,519,870	1,651,900	1,596,000	55,900

みなみまぐろ保存委員会	
2006年特別予算 — SRP標識放流計画(表層漁業)	
der 3	<u>2006</u> 年
収入 メンバー分担金	529,406
日本	191,963
オーストラリア	170,833
韓国	61,876
漁業主体台湾	61,876
ニュージーランド	42,858
一般予算からの転用	70,000
東海岸標識放流試験計画に関する特別基金からの利益	3,600
2005年からの繰越金	2,994
総収入	606,000
支出	
標識装着費	606,000
標識放流用船費	360,000
標識購入費	246,000
総支出	606,000

オーストラリアのみなみまぐろ漁業 年次レビュー

P.I. Hobsbawn、 J.D. Findlay、 S. Rowcliffe、A. Bodsworth 著

みなみまぐろ保存委員会第2回拡大委員会に提出された 作業文書 CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-Australia

台北 2005 年 10 月

目次

目光	ž	2
1.	序文	3
2.	努力量に関する操業上の制約	4
	規制措置	4
3.	漁獲量及び努力量	4
	投棄魚	7
4.	過去の漁獲量及び努力量	7
5.	年間の船団規模及び分布	. 10
	南オーストラリア州	. 10
	西オーストラリア州	. 10
	ニューサウスウェールズ州	. 10
	タスマニア州	. 10
	クイーンズランド州	. 10
6.	過去の船団規模及び分布	. 10
7.	漁業監視	11
	漁獲物投棄記録	11
	オーストラリア漁獲記録日報及び畜養場移送日誌	11
	· 音養場投棄記録	11
	オブザーバー計画	. 12
8.	その他の要因	. 12
	輸入/輸出統計	. 12
	市場	. 12
	オブザーバー・カバー率	. 12
別沒	ś 1: SBT 漁期: 1988–89 年から 2004–05 年	. 13

1. 序文

この報告は、2003-04 割当年 1 におけるオーストラリアのミナミマグロ($Thunnus\ maccoyii$; 以下 SBT)漁業の漁獲量と漁業活動をまとめたものである。2004-05 年の表層漁業の予備データも提示した。

暦年ベースの 2003 年及び 2004 年におけるオーストラリアの国内 SBT 漁獲量は、それぞれ 5827 トンと 5062 トンであった。2003 年(暦年)の漁獲量は、以前に合意されたオーストラリアの国別配分より大きいが、これは 2 年間の割当年にまたがる漁獲量を集計したためである。2002-03 割当年の漁獲量は 5391 トン、2003-04 割当年の漁獲量は 5120 トンであった。国別配分を超過したのは2002-03 割当年であり、この超過分は 2003-04 割当年で相殺した。2005 年 8 月には 2003-04 年漁期に発生した 5764 キロの違法漁獲を告発した。この違法漁獲分を同期の総漁獲量に追加しても5126 トンであり、合意されたオーストラリアの国別割当の範囲内に収まった。この違法漁獲分は当文書の他の統計には含まれていない。

表1: 暦年および割当年別の SBT 国内総漁獲量

暦年	漁獲量	割当年	漁獲量
	(トン)		(トン)
1990	4586	1989–90	4849
1991	4489	1990–91	4316
1992	5248	1991–92	4894
1993	5373	1992–93	5212
1994	4700	1993–94	4937
1995	4508	1994–95	5080
1996	5128	1995–96	5188
1997	5316	1996–97	4978
1998	4897	1997–98	5097
1999	5552	1998–99	5232
2000	5257	1999–00	5257
2001	4853	2000-01	5247
2002	4711	2001–02	5262
2003	5827	2002–03	5391
2004	5062	2003-04	5120

_

¹ オーストラリアの SBT 漁業を説明する際には、「暦年」、「漁期」、「割当年」など、様々な期間を使用することがある。別途記されていない限り、この報告書では割当年を使用したが、各漁業部門の漁期が割当年をまたがる場合があることに注意する必要がある。オーストラリア割当年の開始日と終了日は異なることがあり、それは別添1に示した。

2. 努力量に対する操業上の制約

規制措置

国内の操業は、1995年みなみまぐろ管理計画の下での漁業権で与えられている個別譲渡可能漁獲枠によって管理されている。

オーストラリア漁業管理庁は、SBT まき網漁業及びはえ縄漁業について危険回避の遵守戦略を採用している。これには、海上及び水揚げ港で行う漁船の遵守検査、水産会社や輸出事業所への抜き打ち検査を含む SBT 漁獲時から輸出時までの総合的な監査体制、及び次の漁期の戦略を向上させるための遵守リスクの総合的な年次レビューなどが含まれている。

オーストラリアは、国内はえ縄漁業における SBT の偶発的漁獲と死亡を削減するため、操業海区の規制、漁獲枠最低保有量、漁業オブザーバー、強制的な漁船モニタリング制度などを実施している。アーカイバル・タグ及びオブザーバーのデータを海表面温度や中層水温と合わせた SBT 分布モデルを用いて、SBT の豊度が高い海区を予測し、入漁規制水域を確認している。2004-05 年漁期には、SBT の交互作用の確率が高い海区におけるオブザーバー・カバー率は 100%とし、強制的な漁獲枠最低保有要件を設けた。これにより、漁獲枠以外のはえ縄 SBT 死亡を排除することができた。

国内漁業の遵守管理結果を高めるため、また国際的な管理義務により良く対応するため、オーストラリアは 2004 年 12 月 1 日より SBT 漁業法管理計画に一連の改訂を実施している。改訂内容には以下が含まれる。

- 改訂した目標、管理措置、パフォーマンス測定基準。
- 現在の資源に照らし合わせた委員会のレファレンス・ポイントの採用。
- 広範な環境的影響を軽減するために、混獲に対する行動計画及び戦略。
- SBT 漁獲枠保有者の漁獲枠に対する説明責任を高めるための改訂事項。
- 漁獲され曳航用生簀に移転された SBT について、海上からの日報、海上における漁獲推定量に基づく暫定的な SBT 漁獲枠の削減、及び VMS による日報もしくは漁獲地点・曳航船の地点に関する報告(手作業)。

3. 漁獲量及び努力量

2003-04 年のオーストラリアの SBT 漁獲量の内、 95.2% はまき網船によるもので残りははえ縄船によるものであった (表 2)。2003 年及び 2004 年の暦年ベースのオーストラリアの SBT 漁獲量をそれぞれ図 1 および図 2 に示した。オーストラリアはえ縄漁業の 2003 年(暦年)及び 2004 年(暦年)のノミナル単位努力あたり漁獲量(CPUE)は、それぞれ図 3 及び図 4 に示した。

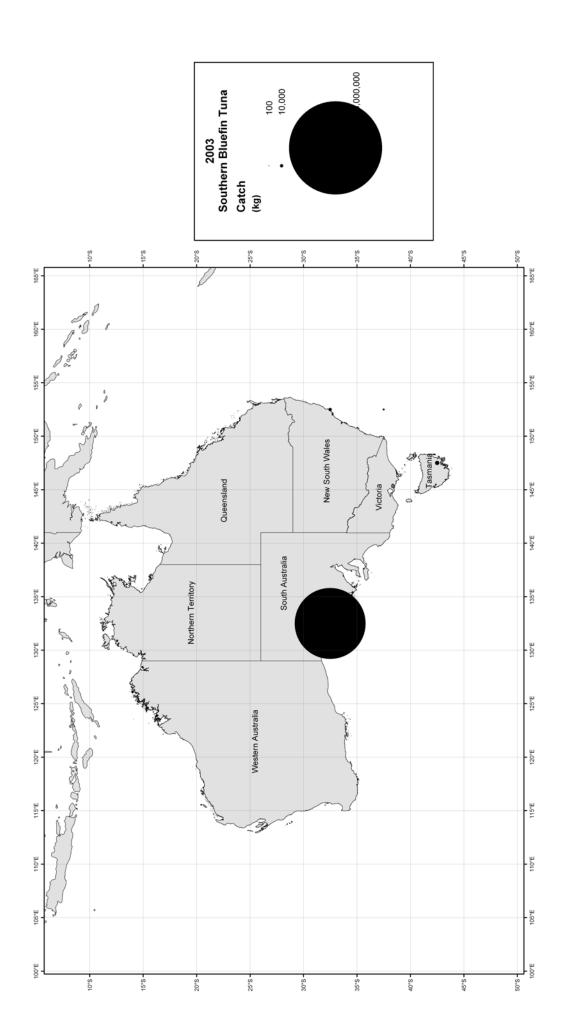


図1:2003 年のオーストラリアの SBT 漁獲量

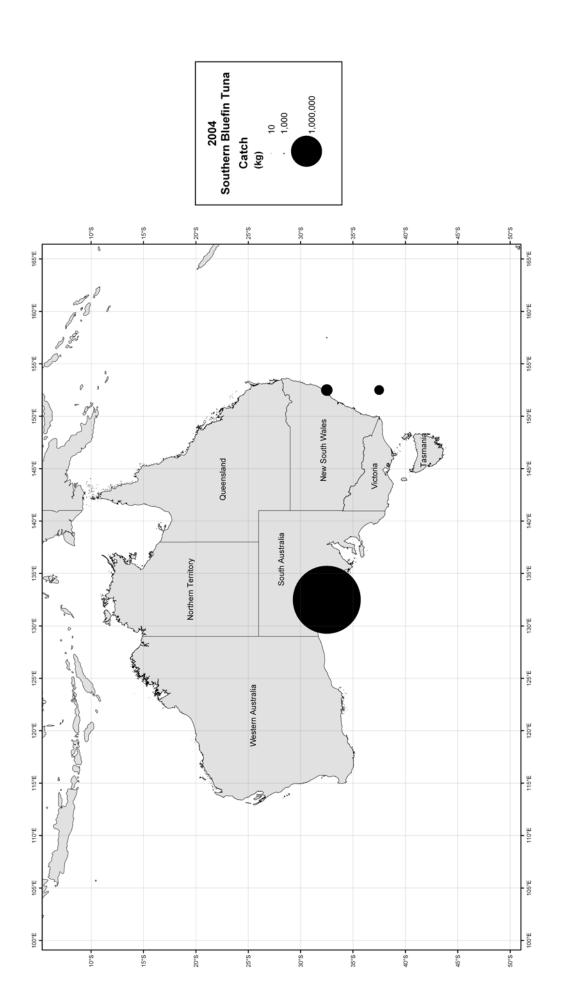


図2:2004年のオーストラリアの SBT 漁獲量

表 2: 2002-03 年漁期及び 2003-04 年漁期の漁法別 SBT 漁獲量

2002-03年		
まき網	南オーストラリア州	5375 トン
はえ縄	西オーストラリア州及びニ	17トン
	ューサウスウェールズ州	
2003-04年		
まき網	南オーストラリア州	4874 トン(少量は直接輸出、残り
		大半は蓄養用)
はえ縄	西オーストラリア州、南オ	247 トン
	ーストラリア州、ニューサ	
	ウスウェールズ州、クイー	
	ンズランド州	

2004年の遊漁漁獲量の推定を示すにはデータが不十分であった。

投棄魚

2003-04 年漁期及び 2004-05 年漁期中、オーストラリア大湾のまき網漁業から収集したログブックには SBT 投棄の報告はなかった。まき網漁業では、曳航中の死亡はログブックに記録され、総漁獲尾数に含められる。死亡した魚もまき網漁業の総漁獲の結果に含まれる。オブザーバー報告書には、数尾の SBT 脱出、放流、及び投棄が記録された。

ログブックの報告では2003-04年漁期には、総計366尾の魚がはえ縄漁業で投棄された。

2004年には AFMA のオブザーバーは、東部まぐろかじき漁業において、SBT が偶発的に漁獲され やすい月と海区(5 月から 9 月までの南緯 30 度以南)においてはえ縄操業を監視した。 オブザーバーのデータから、監視された操業では、はえ縄で漁獲された SBT の内、61%が投棄されたことが示された。これとは対照的に、同時期に南緯 30 度以南で操業した他の漁船のログブックでは SBT の投棄レベルはたったの 10%となっている。この新情報に対応するため、AFMA ではより厳しい入漁規制を設け、2005年漁期のオブザーバー・カバー率を 100%とすることにした。

2004年及び2005年を通じ、オブザーバーは南部・西部のまぐろかじき漁業のはえ縄船の操業を監視した。監視された操業時には鉤にかかった100%のSBTが投棄されたが、この漁業の努力量は現在非常に低い(1隻もしくは2隻しか操業していない)ことに留意すべきである。現在、この漁業の新しいアレンジメントが策定されている。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1988-89 割当年から 2003-04 割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量を表 3 に示した。1994-95 年漁期から 2004-05 年漁期のまき網漁業の漁期別漁獲努力量(探査時間数及び漁船数)を表 4 に示した。

表 3:1988-89 割当年から 2003-04 割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量

割当年		西オーストラリア	トラリア			南オーストラリ	ラリア		1 1 1	・ウスウェズ	7 1	AXA	414		 大	大型はえ縄船	≠	₩	オーストラリ	リア合計		中
	71m =-	エスペ。ランス	はえ縄	合非	竿釣り		はえ	华	年釣り 7	はえ縄	华	引き縄 は	はえ縄	华	峽	令	华	国内	国内	包	RTMP	₩
	年釣り	年釣り			主器	生簀	觸		主 第						用船	無		表層	はえ縄	はえ縄		漁具
1988–89	204	221	0	425	4872	0	0	4872	0	-	1	2	0	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984
1989-90	133	76	0	230	4199	0	0	4199	0	9	9	14	0	14	0	400	400	4443	9	406	0	4849
1990-91	175	45	0	220	2588	0	0	2588	0	15	15	57	0	57	255	881	1136	2865	15	1151	#300	4316
1991–92	17	0	0	17	1629	138	14	1781	34	06	124	36	20	56	59	2057	2116	1854	124	2240	800	4894
1992–93	0	0	0	0	716	722	89	1506	16	238	254	23	4	67	0	2735	2735	1477	350	3085	650	5212
1993–94	0	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	112	0	2299	2299	1922	446	2745	270	4937
1994–95	0	0	0	0	806	1954	2	2864	0	157	157	4	109	113	0	1295	1295	2866	268	1563	650	5080
1995–96	0	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	68	117	0	262	262	0	0	0	4837	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	0	2000	2498	0	4497	7	229	236	2	242	244	0	0	0	4507	472	472	0	4978
1997–98	0	0	٥٧	0	916	3488	0	4403	0~	475	475	0;	219	219	0	0	0	4433	664	664	0	5097
1998–99	0	0	٥٧	0	28	4991	9	5018	0~	6	97	0;	116	116	0	0	0	5016	216	216	0	5232
1999-00	0	0	٥٧	0	0	5130	13	5143	0	114	114	0	0:	0	0	0	0	5130	127	127	0	5257
2000-01	0	0	٥٧	0	0	5162	9	5168	0	32	32	0	0:	0	0	0	0	5162	38	38	0	5247
2001-02	0	0	7	7	0	5234	0	5234	0	*22	*22	0	0:	0	0	0	0	5234	29	29	0	5262
2002–03	0	0	0≈	0	0	5375	0	5375	0	17	17	0	0	0	0	0	0	5375	17	17	0	5391
2003-04	0	0	≈0	0	0#	4874	+0	4874	0	*226	*226	0	20	0	0	0	0	4874	247	247	0	5120

* 1990–91 年にはオーストラリアの割当にさらに 700 トンの「冷凍」があった(配分されていない分)。

^機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と1998-99 年の西オーストラリア及び南オーストラリアの畜養以外の漁獲は南オーストラリアの竿釣り及びまき網漁獲に含まれ、1999-00 年と 2000-01 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲は南オーストラリアのはえ縄漁獲に含まれている。

- 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年から 1998-99 年のニューサウスウェールズの竿釣り及びまき網漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

2000-01 年、ならびに 2001-02 年のタスマニアのはえ縄漁 !機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と1998-99 年のタスマニアの引き縄漁獲はタスマニアのはえ縄漁獲に含まれ、1999-00年、 獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

* 機密性保持のガイドラインのもと、2001-02 年と 2003-04 年のニューサウスウェールズのはえ縄漁獲にはクイーンズランドのはえ縄漁獲が含まれている。

機密性保持のガイドラインのもと、2002-03 年と 2003-04 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の南オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の追加的なまき網漁獲で畜養生簣に入らなかったものは南オーストラリアの生簣用漁獲に含まれている。

表4:1994-95 年漁期から2004-05 年漁期のまき網漁業の漁獲量及び努力量

	推定漁獲	漁獲実績	隻数	船の探査時間	投網数	漁獲された
漁期	量(トン)	(トン)				1 度区画数
1994–95	2179	2009	5	526	104	5
1995–96	2859	3442	6	631	89	11
1996–97	3134	2505	7	769	118	13
1997–98	3916	3629	7	671	143	8
1998–99	4418	4991	7	972	129	3
1999-00	4746	5131	8	764	107	5
2000-01	5100	5162	8	799	129	2
2001–02	5400	5234	7	1309	159	3
2002-03	5188	5375	7	1276	150	5
2003-04	5299	4874	6	1202	160	4
2004–05	5225	5215	8	1168	139	4

全般的に SBT の遊漁者による漁獲に関するデータの質は低いが、初期的な調査では漁獲量と漁獲地点の年毎の変動が多いことが確認された。過去 10 年間の示唆的な推定値では、年間の遊漁漁獲は 3 トンから 85 トンに及んでおり (表 5)、漁獲量が最も多いのはタスマニア付近である (表 4)。これらのデータは示唆的な推定値であり、各種異なるデータ源をもとにしている。オーストラリアは今後 1 年間で、1994 年までの期間の推定値も含め、これらの推定値を向上することに努める。

現在のところ、2003-04 年及び 2004-05 年の遊漁漁獲総量を定量化するにはデータが不十分であるが、漁業者の話から漁獲の空間的な変動が高いことが確認されている。2003-04 年は SBT 遊漁漁獲にとっては良い年となり、特にタスマニアの南方 Pedra Branca 付近で多く漁獲された。2004-05 年は南オーストラリアで良い漁期となったが、その他の地域、特にタスマニアでは年次のミナミマグロ・トーナメントで非常に悪い結果が記録された(SBT は1尾も漁獲されなかった)。

表 5: 1994 年から 2004 年までのオーストラリア遊漁者の漁獲量の示唆的推定値(トン)(出典: ニューサウスウェールズ州水産省)

年	遊漁漁獲量(トン)
1994	16
1995	データ不足
1996	データ不足
1997	データ不足
1998	38
1999	3
2000	10
2001	60
2002	85
2003	データ不足
2004	データ不足

5. 年間の船団規模及び分布

2003-04年には、合計 55 隻の商業漁船がオーストラリア水域で SBT の水揚げを行った。

南オーストラリア州

南オーストラリア州のオーストラリア大湾東部の表層に収束する1才から5才魚のSBTを対象に、2003-04割当年は6隻のまき網船が操業したのに加え、様々な生餌船、平底ボートによる曳航、及び撒き餌船も使用された。高齢魚の漁獲もあった。漁期は2003年12月上旬に始まり、2004年3月下旬に終了した。

西オーストラリア州

2003-04 年には、2 隻のはえ縄船が西オーストラリア沿岸沖で SBT を漁獲した。機密性保持のため、西オーストラリア州の全漁獲はニューサウスウェールズ州のはえ縄漁獲に含められている。西オーストラリア州におけるはえ縄漁期は 2004 年 3 月から 2004 年 12 月までであった。

ニューサウスウェールズ州

2003-04年には、40隻の国内はえ縄船がニューサウスウェールズ州の漁業に、いずれかの時点で参加し、大型若齢魚と成魚を漁獲した。ニューサウスウェールズ州沖のはえ縄漁期は2004年5月から2004年9月までであった。

タスマニア州

9 隻のはえ縄船がタスマニア州南東沖において、2003 年 11 月下旬から 2004 年 1 月上旬までの期間 に SBT を漁獲した。

クイーンズランド州

4 隻のはえ縄船がクイーンズランド州南東沿岸沖において、2004 年 7 月から 9 月の期間に SBT を 漁獲した。機密性保持のため、クイーンズランド州の漁獲はニューサウスウェールズ州のはえ縄漁 獲に含められている。

6. 過去の船団規模及び分布

引縄による SBT の漁獲はオーストラリア東岸沖において 1920 年代から報告されているが、SBT の商業漁獲が本格的にスタートしたのは、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州で竿釣りと生餌による漁業が定着した 1950 年代初めで、後には(1970 年)西オーストラリアでも同様の漁業が確立された。その後、まき網が主な漁法として竿釣りに取って代わり、漁獲量は 1982 年に 21,500トンでピークに達した。初期のオーストラリアの SBT 漁獲の大部分は缶詰加工用に利用された。1983-84 年の漁獲枠削減に伴い、非常に小型の SBT 若齢魚を対象とする西オーストラリア州の竿釣り漁業が閉鎖され、日本の刺身市場に供給するための大型若齢魚を対象とした漁業が南東部において始まった。オーストラリアの総漁獲可能量(TAC)の約半分が日豪合弁事業のはえ縄船によりオーストラリア漁業水域(AFZ)で漁獲されていた 1989 年から 1995 年にかけて、表層漁獲はさら

に削減された。合弁事業は1995年後半に停止された。1992年から1998年まで、タスマニア州沖及びニューサウスウェールズ州沖で操業する国内はえ縄船が、オーストラリアの総漁獲量の約5-10%を漁獲していた。

1990-91 年に、SBT の価値を高める目的で、およそ 20 トンの SBT が南オーストラリア州のポート リンカーンの畜養生簀に移送された。オーストラリアの SBT 総漁獲可能量 (TAC) は畜養用に利用 されるようになり、TAC に占める割合は 1991-92 年の 3%から 1999-00 年には 98%となり、その 後もこのような高いレベルが維持されている。

1979年にオーストラリア漁業水域(AFZ)が宣言されて以来、日本のはえ縄船は各種の二国間の条件や、RTMP及び合弁事業アレンジのもとで1997年まで操業していたが、同年にCCSBTで全世界総漁獲可能量の合意が得られなかったことを受け、すべての日本のはえ縄船がAFZから排除された。Caton and Ward (1996)は、1979-80年から1994-95年の二国間協定に基づくAFZ内におけるはえ縄船の操業に関する補足協定の写しを提示している。

7. 漁業監視

漁業者及び魚類受け取り業者は法律によって一連の航海日誌(ログブック)及び漁獲記録の記載を 義務付けられている。これらは監視、遵守及び調査の目的で漁業管理庁に送付されている。使用さ れる書式は SBT の漁法ごとに定められている。航海日誌及び漁獲物投棄記録から得られたデータ は、その記録ごとに定められている指定期間内に漁業管理庁に提出しなければならない。

漁獲物投棄記録

SBT の漁獲物投棄記録は、畜養以外の目的で漁業者により漁獲された SBT を記録するためのものであり、荷降ろし後に漁業権所有者及び最初の荷受人によって署名される。漁獲物投棄記録は航海日誌のデータを検証する手段となる。

オーストラリア漁獲記録日報及び畜養場移送日誌

表層はえ縄及びその他縄漁法を使用する漁業者は日誌に作成する必要がある。はえ縄漁業者は、オーストラリア表層はえ縄日誌を記入しなくてはならない。まき網漁業では、畜養 SBT のみについて、漁獲船の船長がオーストラリアまき網及び一本釣り日誌を記入しなくてはならない。 SBT 運搬船許可証の保持者もしくはその代表は畜養場移送日誌と呼ばれる書類を記入し、これは魚が曳航用生簀から畜養生簀に移送される時に尾数のカウントを行う監視会社に提供される。

畜養場投棄記録

畜養活動の調査と監視を行うためのデータ入手の具体的なプロセスが策定された。漁業管理庁が毎年の独立した会社と契約を結び、畜養活動の監視を行う。適切な書式に漁獲時及び曳航中の死亡を記録し、漁業管理庁の監督官が要請した場合に提出しなくてはならない。

SBT が曳航用生簀から 畜養場に移送される際には、漁業管理庁が契約した監視会社がビデオで録画しなくてはならない。この記録を利用して畜養場に移転された魚を数える。この数を、(40尾のサンプルから得た)平均体重で乗じ、畜養投棄記録を用いて割当量から差し引く。2003-04年及び2004-05年漁期には、漁業管理庁の遵守担当官が海上での活動を監視した。

オブザーバー計画

まき網漁業のオブザーバー計画は2002-03 年漁期から実施されている。はえ縄漁業(東部まぐろかじき漁業の南東部)のオブザーバー計画は2002年半ばから実施されている。

監視及び遵守状況を高めるため、SBT 漁業の監視アレンジメントはレビューと改善を継続的に行っている。ニューサウスウェールズ沖のはえ縄業者による割当以外の漁獲のリスクを最小限に抑えるため、2000 年以降、SBT が回遊する水域への入漁は SBT 漁獲割当を保有する船だけに制限している。

8. その他の要因

輸入/輸出統計

オーストラリアから輸出された魚を記録する貿易情報スキーム(TIS)を実施し、改善してきている。TIS の書類は、オーストラリアから輸出される最終段階で製品を扱う輸出登録機関の認可を受けた署名者により記入され、政府担当官が検証する。この書類は畜養及び畜養以外の SBT の双方に使われる。この制度は日本の輸入統計と対比できる SBT 輸出の完全な記録を提供するものである。

市場

2003-04 年には、約30トンのSBTが国内市場用に維持され、約80トンが米国に輸出された。残りは日本に輸出された。

オブザーバー・カバー率

2004-05 年のオーストラリアの SBT 漁期におけるまき網漁業オブザーバー計画では、2005 年 1 月及び 2 月に南緯 33 度及び 34 度、東経 132 度から 133 度の水域における漁獲及び曳航活動を監視した。オーストラリア人とアメリカ人(各一人)のオブザーバーが、その漁期の総投網数の 11%に相当する、15 投網を監視した。

2004 年の南緯 30 度以南の東部まぐろかじき漁業のオブザーバー計画は、SBT が通常漁獲される 5 月から 9 月の期間に行われた。この期間に 11 人のオブザーバーが、18 万 3000 鈎を監視した。期間 (5 月から 9 月、南緯 30 度以南) 全体の鈎数は 157 万であり、同漁業のはえ縄努力量の 11.7%の監視を行ったことになる。

南部及び西部まぐろかじき漁業では、8 航海の 59 投縄の監視が行われた。期間総数は 1321 投縄であり、同漁業におけるカバー率は、期間全体の投縄数の 4.5% であった。

別添 1: SBT 漁期: 1988-89 年から 2004-05 年

割当年	開始日	終了日
1988–89	1988年10月1日	1989年9月30日
1989–90	1989年10月1日	1990年9月30日
1990–91	1990年10月1日	1991年9月30日
1991–92	1991年10月1日	1992年10月31日
1992–93	1992年11月1日	1993年10月31日
1993–94	1993年11月1日	1994年10月31日
1994–95	1994年11月1日	1995年12月15日
1995–96	1995年12月16日	1996年12月15日
1996–97	1996年12月16日	1997年11月30日
1997–98	1997年12月1日	1998年11月30日
1998–99	1998年12月1日	1999年11月30日
1999–00	1999年12月1日	2000年11月30日
2000–01	2000年12月1日	2001年11月30日
2001–02	2001年12月1日	2002年11月30日
2002–03	2002年12月1日	2003年11月30日
2003-04	2003年12月1日	2004年11月30日
2004–05	2004年12月1日	2005年11月30日

2003/2004年の台湾SBT漁業のレビュー

1. 序文

台湾は伝統的に、1970年代からミナミマグロ(以下、SBT)の漁獲を行ってきている。SBTは、一部季節的対象漁業として、また一部はビンナガ/メバチ漁業の混獲種として漁獲されてきた。季節的対象漁業は超冷凍庫を装備したはえ縄漁船により、6月から9月までと、10月から翌年2月までの2つの漁期に、南緯30°から35°の水域で漁獲されてきている。現在までのところ、周年の対象漁業は行われていない。2004年の総漁獲量は予備的に1,298トンと推定され、2003年より170トン上回った。また、2004年の漁獲量は、CCSBTの国別漁獲枠である1,140トンを超えたため、2005年の割当量から超過分158トンを削減する。

2. 努力量に関する操業上の制約

規制措置

台湾は2002年にCCSBT拡大委員会のメンバーとなり、1,140トンの国別漁獲割当に合意した。季節的対象漁業及びSBT混獲漁業の2つのグループに分け、それぞれ許可を受けた漁船に個別漁獲枠を与えている。各漁船は、SBT対象として、もしくは混獲漁業として、台湾マグロ協会に登録することが義務付けられている。さらにこれらの漁船はSBTを漁獲する前に、政府の審査と許可を受ける必要がある。2004年には、年間漁獲量の約99%が季節的SBT対象漁船に割り当てられ、残り1%が混獲漁船に割り当てられた。

SBTの漁獲情報を速やかに収集し、総漁獲割当量を超過しないよう管理するため、1996年以降、SBTを漁獲するすべての漁船は、SBT漁獲重量と漁獲地点を毎週、漁業当局に報告することが義務付けられている。この制度は2002年に、より正確な漁獲情報を集めるために改善され、体長測定も報告されるようになった。台湾は貿易情報スキーム(TIS)の要件に基づき、2000年6月から輸出用SBTについて統計証明を発行するようになった。また、2002年からはSBTを漁獲するすべての漁船にVMSを搭載し、リアルタイムで漁船の位置を監視センターに報告している。科学委員会が示唆したSBT産卵場での操業は禁止されており、また産卵親魚資源を保護するため、同水域からの漁獲物についてはTISを発行しないこととしている。

3. 漁獲量及び努力量

2004年漁期の台湾のSBT国別配分は1,140トンで維持された。季節的対象漁業と混獲漁業を合わせた107隻の漁船の漁獲実績は1,298トンであった。台湾のSBT漁獲量のおよそ91%がインド洋南部と中部で漁獲され、9%が大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部で漁獲された。2005年漁期については、季節的SBT対象漁業もしくは混獲漁業として76隻が操業を許可された。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980年初頭のSBTの年間漁獲量は、250トン以下と比較的小規模であった。マグロはえ縄漁業及び漁場の継続的な拡大に伴い、その後年間漁獲量は顕著に増加した。1989年から1992年までの間にSBTの年間漁獲量は大きく増え、1,100トンを超えるようになった。その内、約1/4が流し網漁業によるものであった。国連の流し網モラトリアムによる公海上での流し網漁業が1993年に禁止されて以降、過去10年間のSBTの年間漁獲量は800トンから1,600トンで推移している(表1)。週間報告から予備的に推定した2004年のSBT投棄量は2トンである。2004年以降、航海日誌に投棄情報を記載することとなったため、この予備数値を2005年に回収される航海日誌の数値と照らし合わせることになる。

5. 年間の船団規模及び分布

2004年には107隻のはえ縄漁船がSBT漁業に従事し、その大半がインド洋で操業した。漁場は主に南緯20°から40°の水域で、6月から9月はインド洋の南部から中部に分布し、10月から翌年2月までの期間は大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部に分布していた。

6. 過去の船団規模と分布

SBT がはえ縄漁業で漁獲されるようになったのは1992年以降であり、3大洋で漁獲されたが、インド洋が中心であった。漁船からの週間報告と貿易業者の情報から、約140隻の台湾遠洋はえ縄漁船が1998年から2002年までの各年にSBTの水揚げを行い、その大半がインド洋で操業していた。

7. 漁業の監視

以下の措置を通じて、漁業の理解を深め、監視を強化するための多大な努力が払われてきている。

- 1. 台湾マグロ協会を通じ、SBT漁獲に関する週間報告を水産庁に提出することが義務付けられている。2002年以降は、SBT統計証明を申請する際には、週間報告に漁獲量、漁獲地点及び投棄量などを毎日記録し、提供することが義務付けられた。
- 2. 漁船の位置を監視するため、2002年4月からは、SBTを漁獲する船はVMS を搭載することが義務付けられた。
- 3. 2001年から実験的な科学オブザーバー・プログラムが実施されている。2004年のオブザーバー・カバー率は漁獲尾数の4%であった。
- 4. 最新で詳細な漁獲情報を得るため、TISが実施されている。TIS書類を申請する際には、申請者は貨物運搬業者が発行した転載書類も提出することが義務付けられている。漁獲統計をさらに検証するため、日本に荷降ろした貨物について、申請者は日本の税関が発行した荷降ろし書類を水産庁に提出しなくてはならないことになっている。

8. その他の要因

市場

現在、台湾漁船が漁獲したすべてのSBTは日本の刺身市場に輸出されており、 国内消費はないに等しい。

表 1. 1971年から2004年までの台湾遠洋はえ縄漁船及び流し網漁船によるSBT の年間漁獲量(2004年は予備データ)

単位:トン

年	深海はえ縄	流し網	合計
·		がにしから	
1971	30		30
1972	70		70
1973	90		90
1974	100		100
1975	15		15
1976	15		15
1977	5		5
1978	80		80
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001	1,580		1,580
2002	1,137		1,137
2003	1,128		1,128
2004*	1,298		1,298

2004 年漁期の日本の SBT 漁業のレビュー

1. 序文

世界各地からの輸入まぐろの過剰供給により魚価が落ち込んだため、日本の遠洋 まぐろはえ縄漁業業界は厳しい経済状況に陥っている。事態をさらに悪化させて いるのは、石油価格の高騰である。

2. 努力量に関する操業上の制約

2004 年漁期は、6,007 トンの国別漁獲枠で操業が開始された。これは 2003 年の CCSBT 年次会合で合意された 6,065 トンから、(2002 年漁獲超過分の) 127 トンを 差し引き、(2003 年未使用分の) 69 トンを追加したものである。

日本の水産業界は、3 つの操業小海区(タスマニア/シドニー沖公海、ケープ沖公海、インド洋南部の公海)の操業開始日を自主的に設定し、各小海区における合計隻数も制限している。

日本のマグロ漁船を監視するため、日本政府は3つの海区に漁期前及び漁期終了後に取締船を派遣した。

また、水産庁の検査官が抜き打ちで水揚げ検査を行い、報告された SBT の漁獲量と SBT の水揚げ量がまったく同じであるかを確認した。2004 年に違反は見つからなかった。

3. 漁獲量及び努力量

2004 年漁期に日本のまぐろ船が漁獲した SBT の総重量は 5.982 トンであった。

公海上の 3 漁場における操業実績は以下のとおりである。タスマニア/シドニー沖: 46 隻、1,134 トン、漁期終了日 2004 年 7 月 31 日。ケープタウン沖: 123 隻、3,174 トン、漁期終了日 8 月 9 日。インド洋南部: 1,667 トン、漁期終了日 12 月 23 日。さらに、1 トンの SBT が混獲として報告された。

日本のまぐろ漁船から投棄の報告はなかった。また遊漁者による SBT の漁獲報告もなかった。日本のまぐろ漁船が漁獲した SBT は、すべて国内で消費されたものとみなされた。

4. 過去の漁獲量及び努力量

(1) 委員会で TAC の決定がなされなかったため、1999 年漁期に日本政府は、1998

年漁期と同じ漁獲枠を自主的に設定した。しかし、日本が実施した試験操業に関するITLOSの暫定措置の規定に従い、1999年漁期の実績は711トン削減した5,354トンとなった。

- (2) 2000 年漁期については、日本政府は自主的に漁獲枠を、1997 年に合意された国 別漁獲枠の 6,065 トンから 1,487 トン差し引いた 4,578 トンに設定した。しかし、 ITLOS の暫定措置が 2000 年 8 月に覆されたため、2000 年 9 月に自主的な漁獲枠 を 6,065 トンに変更した。2000 年漁期の実績は 6,027 トンであった。
- (3)2001 年漁期については、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、その後日本政府は他の関係メンバーと協議した結果、自主的な漁獲枠を 6,421 トンとした。2001 年漁期の実績は 6,647 トンであった。
- (4)2002 年漁期は、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、実績は 6,192 トンとなった。
- (5) 2003 年漁期においては、日本政府は自主的に漁獲枠を 6,065 トンから 226 トン差 し引き、5,839 トンと設定した。漁獲実績は 5,770 トンであった。

5. 年間の船団規模及び分布

2004 年漁期の SBT を対象に操業した漁船数は 236 隻であった。タスマニア/シドニー沖の公海で操業した漁船は 46 隻、ケープタウン沖が 123 隻、インド洋南部は 67 隻であった。

6. 過去の船団規模及び分布

- (1) 1999 年漁期には 227 隻の漁船が操業した(1998 年漁期より 30 隻減)。これは日本が FAO で合意された行動計画に基づき、遠洋まぐろはえ縄船を減船したためである。
- (2) 2000 年漁期は、ITLOS の暫定措置に基づく漁獲制減に従い、SBT を対象とする 漁船数を 172 隻に削減した。しかし、暫定措置が覆されたことを受け、9 月の漁 獲枠が増加したことに伴い、27 隻が追加され、合計 199 隻の漁船が SBT を対象 とした操業を行った。
- (3) 2001 年、2002 年、2003 年漁期については、操業隻数はそれぞれ、227 隻、224 隻、221 隻であった。

7. 漁業監視

- (1) 日本政府は業界に対し、漁獲枠を管理するため、SBT を対象とするすべての漁船は10日ごとに漁獲量及び努力量の報告を行うべき旨の通達を行った。
- (2) 日本政府は、漁場への取締船の派遣、無作為に選択した SBT 漁船への科学オブ ザーバーの乗船、すべての SBT 漁船への VMS 搭載の要請、日本政府に対する漁 船位置の日報、漁業を管理・監視するために必要な措置を講じている。
- (3) 2004 年漁期には、2 隻の取締船が SBT 漁場に派遣された。
- (4) 2004 年漁期には、16 名の科学オブザーバーが派遣され、その内 14 名が船上で調

査を行った。運搬船と漁船のスケジュールが合わなかったため、2名のオブザーバーは漁船に乗船することができず、調査を行うことができなかった。日本のSBT漁船のオブザーバー・カバー率は、漁船数の8.3%、釣鈎数の5.0%、SBT漁獲尾数の4.0%であった。

8. その他の要因

輸入/輸出統計

2004 年に日本に輸入された SBT は 11,373 トン(製品重量)で、2003 年を 3000 トン以上も上回った。輸入 SBT の大半は CCSBT メンバーからのものであった(1.オーストラリア、2.台湾、3.韓国、4.ニュージーランド)。特にオーストラリアからの輸入は 9,749 トンとなり、SBT 総輸入量の 85.7%を占めた。

日本のみなみまぐろ漁業の漁獲量及び漁獲努力量の傾向

					その他		
			総計	タスマニア/シドニー沖 の公海	ケープタウン沖 の公海	インド洋南部の 公海	混獲のみ
	海域ごとの漁獲割 当		6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
1999	実際の漁獲量		5,354mt	1,539mt	2,513mt	1,113mt	189mt
1,,,,	隻数		227隻	69隻	99隻	59隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-5月31日 7月1日-8月10日	5月1日-8月10日	9月1日-12月1日	3月1日-2月29日
	海域ごとの漁獲割 当	との漁獲割 当初		1,298mt	2,265mt	1,015mt	-
	(**1)	修正後	6,065mt	1,298mt	2,265mt	2,502mt	-
• • • •	実際の漁獲量		6,027mt	1,260mt	2,235mt	2,400mt	132mt
2000	隻数	当初	172隻	52隻	75隻	45隻	-
	(**2)	修正後	199隻	52隻	75隻	72隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-8月1日	5月1日-8月1日	9月1日-12月27日	3月1日-2月28日
	海域ごとの漁獲割 当初		6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
	(**3)	修正後	6,421mt	1,850mt	3,226mt	1,345mt	-
2001	実際の漁獲量		6,647mt	1,816mt	3,212mt	1,594mt	25mt
	隻数		227隻	69隻	99隻	59隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-7月16日	5月1日-8月2日	9月1日-11月29日	3月1日-2月28日
	海域ごとの漁獲割当		6,065mt	1,720mt	3,000mt	1,345mt	-
	実際の漁獲量		6,192mt	1,960mt	3,312mt	854mt	66mt
2002	隻数		224隻	69隻	99隻	59隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-7月19日	5月1日-7月5日	9月1日-11月30日	3月1日-2月28日
	海域ごとの漁獲割当		5,839mt	1,392mt	3,056mt	1,391mt	
	実際の漁獲量		5,770mt	1,556mt	2,884mt	1,074mt	257mt
2003	隻数		221隻	53隻	105隻	63隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-7月30日	5月1日-7月8日	9月1日-12月16日	3月1日-2月29日
	海域ごとの漁獲割当		6,007mt	1,191mt	3,118mt	1,698mt	
	実際の漁獲量		5,982mt	1,134mt	3,174mt	1,667mt	7mt
2004	隻数		236隻	46隻	123隻	67隻	-
	漁獲期間		-	4月15日-7月31日	5月1日-8月9日	9月1日-12月23日	3月1日-2月28日

注: SBTの漁期は3月から2月までである。

^(**1) 当初の漁獲割当は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

^(**2) 当初の隻数は、ITOLSが定めた暫定措置が仲裁裁判所により破棄されたため、修正された。

^(**3) 当初の漁獲割当は、関係国と協議した後、修正された。

日本のSBT 輸入統計

国・地域別SBT輸入量(生鮮・チルド・冷凍)

(単位: kg)

国・地域別SBT輸力	、量(生鮮・	チルド・岩	冷凍)							(単位: kg)
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月	1月 - 12月
オーストラリア	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	8,237,206	6,368,352	9,748,627
台湾	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	1,005,656	991,599	1,089,597
韓国	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	954,285	491,446	138,277
ニュージーランド	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	240,338	260,731	228,905
インドネシア	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	181,322	48,825	23,899
セイシェル					1,129		32,435	176,740		
フィリピン		182		4,415	69,170	15,041	16,197	54,828	44,678	84,897
中国*	9,183				373	3,738	3,172	15,173	35,004	1,508
南ア									4,201	
ホンジュラス	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048				
シンガポール	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423				
グアム		680	454	3,673	2,429	1,900				
フィジー	445		396	181	972	526				
赤道ギニア				130,846	32,258	446				
パラオ		569	690		1,073	166				
タイ		333	376		645	125				
ベリーズ	3,380	9,534	278	91,849	39,580					
カンボジア				17,301	4,374					
マレーシア				271	836					
ギリシャ					502					
ウルグアイ	342	102	1,028		186					
トンガ	138				162					
米国	1,320			2,062						
パナマ			212,632							
クロアチア			729							9,980 ¹
ミクロネシア連邦			195							
モルジブ			163							
ニューカレドニア			119							
ポルトガル			93							
バヌアツ		17,855								
フランス		2,995								
チリ		334								
クック諸島		140								
スペイン	11,061									
チュニジア	124									47,144 ¹
合計	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	10,865,548	8,244,836	11,372,834

出典:財務省、日本貿易統計

¹この数字はクロマグロと考えられることから、全世界SBTの一部ではない。

ニュージーランドの SBT 漁業のレビュー

1. 序文

国内のミナミマグロ(以下、SBT)漁業の開始以来、EEZ内における SBT漁業は、手釣り、引き縄、はえ縄によって漁獲されてきた。近年のほとんどすべての SBT の漁獲は表層はえ縄漁業によるもので、少量が引き縄漁業で、また少量がホキを対象とした中層トロール漁業で混獲されている。国内漁業は、数多くの船主操業の小型漁船、海外で購入した大型低温はえ縄船、及びニュージーランドの企業が用船し、日本が操業する 4-5 隻の大型低温遠洋はえ縄船で構成されている。用船もニュージーランド船主操業の漁船も、ニュージーランドの SBT漁獲枠に対し、競合しながら操業している。

ニュージーランドの漁業年は 10 月 1 日に開始し、翌年の 9 月 30 日に終了する。SBT は 3 月 / 4 月から 8-9 月まで季節的に出現する。北島東岸の南緯 42° 以北と、南島西岸の南緯 42° 以南の 2 ヵ所が漁場である。2003/04 年の月別、緯度別の SBT 漁獲量は図 1 に示した。2003/04 年は漁期が幾分早かったこと、そして東岸よりも西岸で漁獲量が多かったことを図 1 は示している。

国別漁獲枠達成を予想し、2003/04年の SBT 漁期を 2004年7月12日 (午前零時) に終了した。漁期終了時点の漁獲量は397トンであった。

2. 努力量に対する操業上の制約

自主的な措置

1994年以降、ニュージーランドの水産業界は、はえ縄漁業に関わる「行動規範」に記載されている通り、自主規制を実施してきた。漁具の仕様、環境基準、操業上の慣行、閉鎖水域などの規制が含まれる。これらの措置は以下を最小限にとどめることである。

- 混獲(例:海鳥及び海産哺乳類)
- 20 kg 以下の SBT の漁獲
- 他の国内まぐろ漁業への影響
- SBT はえ縄船間の漁具競合

「行動規範」に含まれていないその他の自主的な措置として、水域ごとの漁獲制限、海 鳥が一定のレベルに達した場合の操業海域の変更、複数のトリ・ラインの使用及び規定 以上の長さのラインの使用、夜間の投縄、海鳥を威嚇するための空気銃の使用などがあ る。

規制措置

ニュージーランドは、先に合意された国別漁獲制限の 420 トン (原魚重量) を引き続き 課している。この漁獲制限はすべてのライセンス保有者の間で競争的な制限となっている。規則では年間の漁獲枠を規定し、漁獲制限に達した後の SBT の漁獲は違反となる。漁獲制限はニュージーランド漁業水域の内外において、10 月 1 月から 9 月 30 日までの「漁業年」に適用される。漁獲制限を超過した場合には、翌年に超過分が差し引かれる。

2000/01 年漁期の半ばまで、SBT の漁獲枠は SBT (Thunnus maccoyii) 及び太平洋クロマグロ(以前は Thunnus thynnus、現在は Thunnus orientalis と認められている) の双方に適用されていた。太平洋クロマグロに対する漁獲枠の制限は、この種が別個の種として確

認され、形態学上の特徴及び DNA 分析により SBT と容易に区別できることが認められた 2000/01 年漁期末頃に撤廃された。2001 年 6 月までの SBT 水揚げ報告には、両種が SBT 漁獲枠内で算定されたにも関らず、クロマグロ及び SBT に区別された。クロマグロとして報告された漁獲は太平洋クロマグロであった可能性が高い。クロマグロ (Thunnus thynnus) に対する漁獲枠規制は 2002 年に撤廃された。

SBT は 2004 年 10 月 1 日付けで、ニュージーランド漁獲枠管理制度(QMS)に導入された。少ない国別配分と、多数のはえ縄船が EEZ 内で操業するため、伝統的なニュージーランド SBT 漁業は「オリンピック」方式となっている。SBT を QMS に含めたことで、認定された SBT 漁獲枠保有者がそのはえ縄操業の経済効率を最大限に高める枠組みが確立した。ニュージーランドの配分はニュージーランド国民のすべての漁業、漁業関連の死亡に適用される。2004/05 漁業年の配分は以下の通り。

	トン	(原魚重量)
遊漁		4
先住民による漁業		1
他の漁業関連死亡		2
商業漁業総許容漁獲量		<u>413</u>
合計		420

ニュージーランドは、QMS に移行したことにより、SBT 漁業にいくつかの改善が見られると期待している。漁獲量の監視体制を改善するため、3 つの漁獲報告(漁獲量報告、努力量及び水揚げ量報告、漁獲物受取者からの割当量に照らし合わせた漁獲量報告)が義務付けられている。漁獲枠内の SBT 漁獲量を遵守しない漁業者に対しては多額の罰金が課せられることから、超過漁獲の可能性が抑えられている。さらに、漁期の拡大に合わせ、SBT が最も漁獲に適している時期に努力が集中することが期待されている。太平洋クロマグロについても、2004年 10 月から QMS が導入され、商業漁業の総許容漁獲量は 116 トンと設定された。

3. 過去の漁獲量及び努力量

表 1 に 1999 年以降の漁具別 SBT 総漁獲推定量を示したが、この表から当初手釣り及び引き縄漁業が中心であったニュージーランドの SBT 漁業がはえ縄漁業に変わったことが示されている。国内はえ縄漁業の開始(1990 年)以来、はえ縄漁業の努力が引き縄および手釣りの漁業の努力量にほとんど完全に取って代わった。しかし、引き縄による少量の SBT 漁獲が引き続き行われており、少量の SBT が中層トロール漁業で混獲種として漁獲されている(年間 1.1 から 5.8 トン)。表 2 に、暦年及び漁業年(10 月 1 日から 9月 30 日)の SBT 総漁獲量をまとめた。

用船船団は、主に南島の西岸沖で操業しているのに対し、国内の小型漁船は北島の東岸沖で操業している。SBT の漁期は両水域においてほぼ同じであり、3 月/4 月に始まり、通常 6 月/7 月に漁獲枠を達成し終了する。図 2 は、1999 年から 2004 年までの両水域における SBT を対象としたセットの努力量トレンド(単位:千鉤)を示したものである。北東水域におけるはえ縄努力量(大半が国内漁船)は 1999 年以降急激に増えていたが、2004 年には 35%ほど縮小した。一方、南西水域における SBT 漁獲努力量(主に用船船団)は比較的安定していたが、2004 年にはほぼ同量で増加した。SBT を対象としたはえ縄漁業の総努力量は、1999 年から 2003 年の間に 190 万鈎から 350 万鈎に増えた後、2004 年に若干縮小した(全体で約 8%)。1999 年以降、はえ縄努力量は全体的に増えているにも関らず、中核の漁業水域及び月において CPUE はおよそ 50%減少している。

4. 年間の船団規模及び分布

SBT を対象とするはえ縄漁業は、主に南島西岸の南緯 42°以南の水域及び北島東岸沿いの南緯 42°以北の水域で行われる。また、プレンティー湾のめばち漁業の混獲種としても SBT の漁獲がある。図 3 は 2003/04 年の SBT を対象としたすべての投縄(用船及び国内漁船)の位置を示したものである。2003/04 年のはえ縄漁業は全体的に他の年に比べ、操業海域が広く、ワイララパ沿岸の南、プレンティー湾の北、北島西岸のノース・タラナキ湾まで広がった。

2004 年のはえ縄船の総数は 82 隻で、その大半が小型はえ縄船(50 トン以下)であった。 図 4 は漁船サイズ別の SBT 漁獲量を示したものである。2004 年には、5 隻の大型はえ縄船が SBT 総漁獲量の約半分を占め、残りは国内漁船によるものであった。

5. 過去の船団規模及び分布

ニュージーランドの SBT 漁業は、1980 年代始めに冬季の小型漁船からの手釣り及び引き縄漁業として、南島の西岸でスタートした。大半の操業は 7 月と 8 月に行われた。しかし、1990 年以降、これらの漁法による漁獲は縮小し、手釣りの漁期が始まる前に SBT漁獲枠の大半がはえ縄船で漁獲されるようになった。1980 年代及び 1990 年代半ばまでは、外国許可船(日本)のはえ縄船がほとんどのはえ縄操業を行われていた。しかし、漁獲率の低下と漁獲可能期間の短縮、及び EEZ 内における操業コストの増加に伴い、外国許可船は 1995 年に操業を停止した。1991 年に国内はえ縄漁業が開始され、漁船数は徐々に増え、2002 年には 150 隻以上となったが、2003 年には 132 隻、2004 年には 82 隻に減少した。

6. 漁業監視

オブサーバー・カバー率

数年間、用船船団のオブザーバー・カバー率はほぼ 100%であった。しかし、国内漁船は小型で、航海期間も短いため、漁業省が 10%のカバー率を達成するのは困難であった。2003/04 漁業年のオブザーバー派遣率は、SBT 対象のはえ縄鈎数の 20%(用船船団は鉤数の 97%、国内船団は鈎数の 6%)であった。このレベルのオブザーバー・カバー率は、漁獲量ベースでは、用船船団で 100%、国内船団では 16%を意味する。漁業省のオブザーバー配置の変更に伴い、国内はえ縄船団のカバー率は今後も改善される予定である。手釣り及び引き縄船に対する監視は、総漁獲量に占めるこれらの漁法の漁獲がごくわずかであるため行われなかった。

RTMP カバー率

現在まで、漁業省は SBT について漁期内の漁獲監視制度を実施してきた。この制度では、陸上の加工業者及び冷凍船(すべての用船も含む)が漁期中、漁獲量を漁業省に電子メールまたはファックスで報告することが義務付けられている。漁獲割当の 25%に達した時点で週ごとの報告、50%に達した時点で毎日の報告が義務付けられている。漁業省は漁獲割当になるべく近い時点で漁期を終了するように、これらの報告の収集と分析を行う。漁期終了の通知はすべての SBT 漁業許可保有者に通知され、漁業年の残りの期間に SBT を漁獲することは違反となることが伝えられる。

2004 年 10 月 1 日から、ニュージーランドで漁獲枠を持つ他のすべての魚種に適用されている漁獲監視及び漁獲調整制度を SBT にも適用することになった。漁業者は毎月の漁獲収益を提示することが義務付けられ、これを個別の漁獲枠資格と照らし合わせる。漁獲枠以外の範囲で SBT を漁獲した漁業者には(月ごとに)罰金が科せられる。漁業者は漁業年末までに漁獲量と漁獲枠を調整する猶予が与えられるが、調整しなかった場合に

罰金がさらに増える。漁業全体の漁獲量は年間ベースで査定し、ニュージーランドの国 別割当と漁獲量の調整を次年度以降に行う。

生物学的情報

漁業省の科学オブザーバー計画のオブザーバーは、漁獲の特徴を確認するため、SBT 及び混獲種の生物学的データを収集する責任を持つ。2003/04年には2007尾のSBTの体長を測定し(その内2063尾について監視下で測定)、1140尾のSBTから耳石を収集し、5個の標識(CSIROの矢型標識3個、CSIROのアーカイバル・タグ1個、CCSBTの矢型標識1個)を回収した。さらに、6尾のSBTにMk9標識を装着した。標識回収データは各標識放流機関に提供した。耳石はNIWAに保管されているが、今年は2001年から2004年に収集された約200の耳石の年齢査定が行われた。SBT及び主要な混獲種の体長、重量(製品重量と原魚重量)ならびに性別の記録を定期的に行った。

7. その他の要因

輸入/輸出統計

SBT の輸出に関する統計は税関がまとめ、統計省が要約する。輸出統計はニュージーランド・シーフード業界協議会でさらにまとめられ、ニュージーランド漁業の経済評価のためにデータベースとして維持される。

市場

EEZ 内で漁獲された SBT の唯一の市場は日本の刺身市場であり、国内消費はごくわずかである。

緩和措置

ニュージーランドの規則では、すべてのまぐろはえ縄船は海鳥威嚇装置(トリ・ライン)を使用することが定められている。トリ・ラインの最低基準は CCAMLR が当初設定したものと同じである。国内水産業界には、すべてのまぐろはえ縄船で夜間の投縄を行うこと、また大型まぐろはえ縄船では「リスクがある」海鳥の偶発的総死亡量に限度を設定するなど、自主的な行動規範を設けている。ニュージーランドは現在、FAO の海鳥に関する国際行動計画に対応するため、承認された海鳥に対する国家行動計画を実施している。

遊漁及び原住民によるSBTの漁獲

ニュージーランド水域における SBT を対象とした遊漁は限られたものである。北島及び南島の双方からの遊漁漁獲の記録がある。マオリ族による非商業的漁獲の推定はない。しかし、ニュージーランドの国別配分の枠内で遊漁及び先住民による漁獲の分をカバーするに十分と思われる量が割り当てられている。

IUU 漁業に関する決議及び CCSBT 漁船記録の設定

ニュージーランドは CCSBT 事務局に許可漁船リストを提示し、必要に応じて記録を更新できるシステムを導入した。リストにはニュージーランド船籍で、ニュージーランド漁業水域で SBT を漁獲できる許可を得ているすべての登録漁船が含められている。SBT の漁獲はすべて記録され、ニュージーランド漁獲割当管理制度の一環として設置された制度のもとで監視されている。ニュージーランドで登録された漁船が IUU 漁業に従事していることを示唆する情報はない。ニュージーランドの企業に用船された外国船については、CCSBT 拡大委員会のメンバーでなければ SBT を漁獲してはいけないという手続

きが設定されている。外国船がニュージーランド漁船として登録を受けるためには、過去の遵守歴について個々の査定を受けなくてはならない。

作成者:シェルトン・ハーリー、タルボット・マレー 1 , テリーズ・ケンドリック 2 、アーサー・ホア 3

¹漁業省、ニュージーランド、ウェリントン

²トロフィア社、ニュージーランド、カイコウラ

³漁業省、ニュージーランド、オークランド

表 1. 1999 年から 2004 年(暦年)までの漁法別の SBT 年間漁獲量(原魚重量、トン)。1999 年から 2001 年までの年間層漁獲推定量は認可魚類荷受人の収益、2002 年以降は月間漁獲収益で調 整されている。0.0=100 キロ未満。

漁法	1999	2000	2001	2002	2003	2004
はえ縄	453.3	375.6	355.8	460.0	387.2	384.4
引き縄	4.3	2.2	0.1	0.5	0.1	1.7
手釣り	2.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.3
その他	1.1	2.3	2.5	2.1	1.4	5.8
合計 (トン)	460.6	380.3	358.5	462.6	388.7	393.3

表 2. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日) ごとのニュージーランド SBT 漁獲量

曆年	トン	漁業年	トン
1980	130		
1981	173		
1982	305		
1983	132		
1984	93		
1985	94		
1986	82		
1987	59	1986/87	60
1988	94	1987/88	94
1989	437	1988/89	437
1990	529	1989/90	529
1991	164	1990/91	165
1992	279	1991/92	279
1993	217	1992/93	216
1994	277	1993/94	277
1995	436	1994/95	435
1996	139	1995/96	140
1997	334	1996/97	333
1998	337	1997/98	331
1999	461	1998/99	458
2000	380	1999/00	381
2001	358	2000/01	362
2002	463	2001/02	452
2003	389	2002/03	388
2004	393	2003/04	397

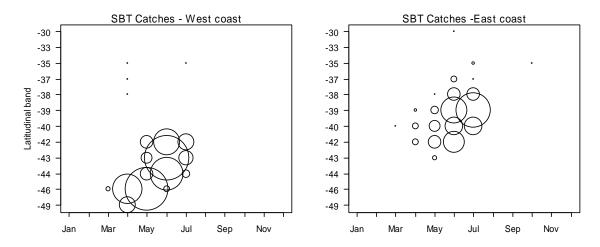


図 1: 2003/04 年の南島西岸沖及び北島東岸沖における SBT 漁獲(原魚重量)の空間的及び季節的分布。最大の円(6月の西岸)は 64 トンの SBT を示す。

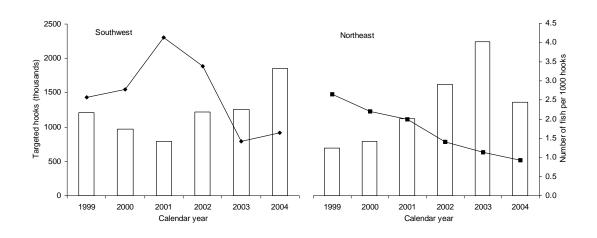


図 2. 1999 年から 2004 年 (歴年) までの SBT を対象とした、はえ縄努力量(釣鈎数) (棒グラフ) 及びノミナル CPUE (1000 鈎当たりの SBT 尾数) (折れ線グラフ)。

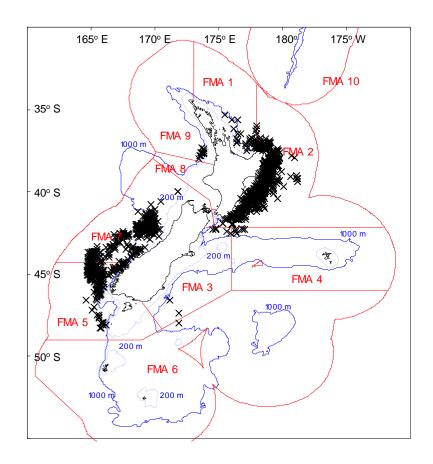


図 3. 2003/04 漁業年の SBT を対象とした投縄の分布 (用船及び国内漁船の合計)

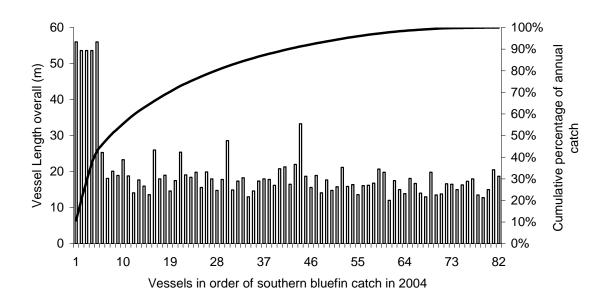


図 4. SBT 漁獲量(重量)の順位で捉えた 2004 年のはえ縄船団の構成(各漁船の全長)、ならびに総漁獲量の累積パーセント。

CCSBT への 2005 年フィリピンの報告

この報告書には、2005 年に SBT を漁獲した漁船の隻数、漁獲量、及び日本への輸出量が記載されている。

昨年の報告と同様、フィリピンの大型まき網船は、入漁協定、合弁事業契約、もしくは現地法人として隣国水域で操業し、漁獲物の大半はフィリピンの港に加工のために水揚げされた。また、まき網船とはえ縄船による公海での操業も行われた。1998年フィリピン漁業法が可決されたことにより、フィリピンの漁業者はフィリピン EEZ 外の遠洋水域及び大西洋やインド洋の水域で操業する機会が与えられ、キハダ、メバチを漁獲し、SBTも偶発的に漁獲することとなった。

現在のところ、25 隻のフィリピン船籍の漁船が SBT の漁獲許可を受けているが、2005 年 1 月から 6 月までに SBT を漁獲した船は 3 隻のみである。約 24.5 トンが日本に輸出された。

CCSBT の保存管理措置を実行するため、フィリピン船籍の漁船は商業漁業許可の取得に加え、漁業法のもと、フィリピン水域外で操業する前に国際漁業許可証を漁業水産資源局(BFAR)から取得することが義務付けられている。また、漁獲、投棄、水揚げ地点、漁獲物の量と価値について日誌を付けることが義務付けられている。すべてのフィリピン船籍の漁船に共通する報告制度を設けるため、フィリピンまぐろ業界協議会は漁獲成績報告書制度を導入した。これにより、地域漁業管理機関の要件に準じるよう、フィリピンのまぐろ漁獲統計を改善することが可能となった。さらに、BFARは2004年10月以降、フィリピン水域外で操業する船を除き、新たな漁船に対する免許の発行を停止している。また、水産会社がフィリピンの免許を取得する漁船を輸入する際には、船団内で同量のトン数分をスクラップしなくてはならないことになっている。

まぐろ協議会は最近の会議で、まぐろ資源の持続的管理のためのフィリピンまぐ ろ管理計画を承認した。また、フィリピンにおける監視、管理、取り締まり制度 を設置するため、BFAR はフィリピンの企業と契約を締結した。



別紙9

第10回科学委員会会合報告書

2005年9月9日 日本、成田

2006年CCSBT作業計画表

この作業表には、TIS及び標識再捕データ、あるいは標識放流計画の推進など事務局が普段から行っている業務は含まれていない。

